

平成 29 年 3 月 17 日 (金曜日)

(会議第 3 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	山 崎 正 男	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	矢 野 昭 三		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	森 田 貞 男
情報防災課長	松 本 敏 郎	税 務 課 長	川 村 一 秋
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	宮 川 茂 俊
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長	尾 崎 憲 二	建 設 課 長	今 西 文 明
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 課 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議 事 日 程 第 3 号

平成 29 年 3 月 17 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 3 月 17 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

請願第 22 号については、継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

澳本哲也君。

5 番（澳本哲也君）

おはようございます。

まず、第 1 つ目からいきますので、よろしくお願い致します。

1 つ目、部落差別解消推進法についてでございます。

昨年 12 月 9 日、部落差別解消推進法が国会において成立されました。この推進法は、高校生津波サミットでもご尽力いただきました、二階衆議院議員の悲願とも聞いております。そして、我々先人は生まれたときから差別を受けて育ち、就職しても差別を受け、結婚するときも部落だからと反対され、自ら命を絶った人も全国には本当に多く存在します。

自分の子どもができたときは、自分たちのようなつらい思いをさせまいと思い、子どもが結婚するときはどうか部落だと反対されないようにと思い、そして孫ができたときは、どうかこの子の時代には部落だからと反対される、差別されない世の中になってくれと、切に願っていたと思っております。

しかし、残念なことに今でもこの部落差別は残っております。大正 11 年 3 月 3 日、僕たちは忘れません、この言葉は。人の世に熱あれ、人間に光あれ、と全国水平社が設立され、1965 年、同対審答申が出され、そして地対財特法が施行されました。しかし、2002 年に時限立法として一般施策に移行した経過であります。あれから約 14 年間たっておりますけども、振り返ってみても部落差別は一向に解決されておられません。ましてやネット社会になり、ますます陰湿化し見えにくくなっておるのが現状であります。この解消法は、部落差別は社会悪であるとの理念を柱にした内容であると思っております。今までは、同和問題、部落問題といった表現の仕方でありました。しかし、今回ははっきりと部落差別という言葉が使われるということは、言うまでもないと思っております。そして今回の推進法の意義としまして、部落差別は存在すると国が明確に認めたことであります。差別がある、ないの議論に決着をつけたということでもあります。

もう 1 つ目は、寝た子を起こすな論を明確に否定したことであります。ネット社会で無知が新たな差別を生む。だから、正しい部落問題について学ぶ必要があるとしていると思えます。

以上 2 点が大変重要な点ではないでしょうか。

そして今後、自分たちの課題として、この推進法を具体化するための議論と方針をまとめ、実施していく取り組みが必要だと考えております。まだ高知県もこの推進法に関して、具体的な取り組みは発表されていません。黒潮町は人を大切にする町として早急な取り組みが来年度から必要だと考えています。この推進法にうたわれている内容は 3 つあると思っております。

まず1つ目は、部落差別を解消するための教育、啓発。

2つ目が、相談窓口の設置、そして充実。

3つ目が、実態調査の実施。この3点であると思います。

まず、黒潮町として来年度からのこの取り組みはどうなっていくのかお伺いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

おはようございます。

それでは澳本議員のご質問の1番、部落差別解消推進法について1、部落差別の解消の推進に関する法律が成立して町としての来年度からの取り組みはについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、平成28年12月16日に部落差別の解消の推進にかんする法律、いわゆる部落差別解消推進法と申しますが、公布、施行されました。

この法律は、第1条の目的で現在もなお部落差別が存在すると記載し、部落差別を解消するための法律であることが明記されております。そして、部落差別の解消は、日本国憲法の理念にのっとり重要な課題であるとし、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて努めることとしています。

この法律が必要とされる背景には、第1条の目的で、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、と記載されているように、結婚における差別や、差別発言および差別落書きなどの事例は依然として存在し、また、インターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長、誘発する目的で、特定地域の人々の人権を侵害するなどの事例も発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、ほかの人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

このように、現存する部落差別を解消するために、国と地方公共団体が協力して取り組む必要がある施策として、第4条相談体制の充実と、第5条教育啓発、および第6条部落差別の実態に係る調査が掲げられました。

これらの施策が対象となるのは、第2条基本理念において、部落差別の解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることと記載されていますように、特定の地域や個人ではなく、部落差別を解消するために国民一人一人の理解を深める必要性から全地域を指すものと解釈致しますので、黒潮町においても町内全域において実施する必要があると考えます。

従いまして、これまでと同様に、来年度もこの法律の目的に沿って部落差別の解消に向け、黒潮町人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権啓発を実施していきたいと思えます。

そこでまず、第4条の相談体制の充実についてどのように取り組むかということですが、黒潮町では従来から同和問題の解決を重要な人権課題ととらえ、啓発、広報活動に積極的に取り組むとともに、人権相談や人権侵害事象の調査、処理を通じて、被害者の救済、予防を図っています。特に人権侵害事象への対応につきましても、すべての部署が取り組むべき業務として位置付け、職員人権研修で資質の向上を図ってまいります。その研修の目標は、すべての職員が業務と人権とのつながりにわがこと感を持ち、人権意識の向上に努め、人権の視点に立って職務に取り組むこととし、課内研修と全体研修を実施してまいります。そして、差別に気付く感性を養うことを基本に据え、人権侵害事象に遭遇したとき、どのように対処できるか、また相談者に対してどのように支援を行うか、自分自身の資質の向上を目指して取り組むこととします。そのため、人権侵害事象の対応マニュアルを見直し、現状に即したマニュアルの整備に取り組んでまいります。

また、以前から行っております、特設人権相談や弁護士相談所の開設などを通じ、各相談窓口についての住民への周知を行い、人権擁護員や社会福祉協議会、そして関係機関などと連携を図りながら、いつでも安心して相談できる相談体制の充実を図っていきます。

また、教育、啓発の方法はどのように来年度から実施するかということにつきまして、部落差別の解消のために人権教育と啓発は大変重要な役割を担っております。そのため、あらゆる場面を通じた人権教育と啓発が必要でございます。しかしながら、黒潮町における人権啓発に関する研修会への参加者を分析しますと、約6割が行政職員と学校教職員が占めております。また、参加者の年齢層は40歳代と50歳代が全参加者数の約4割を占め、行政職員と教職員の参加が多いことを裏付ける結果となっております。その反面、60歳以上の参加者は全参加者数の約1割しかなく、高齢化率40パーセントを超えている黒潮町の人口ピラミッドとは反比例の状況を示しています。従いまして、従来の呼び集めるだけの人権啓発だけではなく、既存の集会や研修会などに出向いて行う出前人権講座を行い、これまで参加ができなかった高齢者や職域の皆さんにも人権啓発を行う取り組みを進めてまいりたいと思います。

そして、実態調査の件でございますが、部落差別解消推進法第6条の2、部落差別の実態に係る調査をするということで明記をしているように、国が地方公共団体の協力を得て調査を行うこととしております。しかしながら、現時点では国からの指示がなく、実態調査の実施方法については不明でございます。

従いまして、詳細が分かり次第速やかに実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

相談窓口の強化等、来年度からもやってくれるということでもありますけども。

今現在、まず町民館に相談職員が各1名ずつ配置されておられると思いますけども、やっぱりこの相談員さんもレベルアップが必要ではないかと思っております。

そう思ったときに、そのレベルアップを行う研修なんかは今のところ予定はあるのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

町民館における相談体制の充実の件のことかと思いますが、町民館における相談事業につきましては、澳本議員が申されましたように、平成28年度から大方町民館に相談職員を配置し、随時周辺地域の巡回を行うことによって地域住民の要望を聞き取り、それを生活支援の強化を図っております。佐賀町民館におきましても、以前から相談職員が巡回して地域住民の生活支援を行っております。

そして相談職員の資質の向上につきましては、人権に関する研修会に随時参加体制を整えて、現在も参加をさせていただいております。それを積み重ねることによってスキルアップを図っていきたいと思います。

来年度もこれまで以上に積極的に地域巡回を行いまして、関係機関との連携を図りながら地域住民の皆さまの生活支援を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

研修にスムーズに出られるような環境づくりも必要になってくると思いますので、そこらへんもよろしくお願ひ致します。

それと、実態調査の件です。この実態調査、まだ指導が全然出てきてないということでもありますけども。やるとしたらですね、もちろん全町にやるということになると思います。そうなった場合、僕たちが懸念するのは、もちろん全町民やってもらいたいことはあるがですけども、部落の中の、部落民の人たちはこの問題をどうとらえているのかという分析も必要になってくると思います。そうなった場合、やっぱり部落の中に入って、ある程度のアンケート、数字が必要となってくると思っておりますけども。そうなった場合、またこのアンケート以外にですね、町独自で部落の中のアンケートというものを取ってほしいと思うがです。そうなるかとやっぱり職員も必要になってくると思いますけども。

町民館2カ所あります。町民館職員ができないわけではないと思います。

そういった取り組みはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

町独自の実態調査についてのご質問であろうかと思ひます。国の実態調査の方が、まだ全くこちらの方に指示が届いておりません。従ひまして、それを抜きにして行うことによりましてですね、重複したりということひ住民の皆さまへの負担が増加する可能性があります。また逆に、その同じことをやるということひよってですね、住民の皆さまからの不信感を重ねる可能性もござひます。そういうことにおきまして、国の実態調査の詳細が分かりましてから、そのことにつきましてはですね検討していきたく思ひしておりますので、町独自のですね実態調査を実施するということは明言できません。

以上でござひます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ぜひともですね黒潮町なりの取り組みというもんも必要となってくると思ひますので、ぜひとも前向きな検討をよろしくお願ひします。

そして、ここ最近のですね高知県の差別実態というものは数字であります。2014 年が 14 件、2015 年が 24 件、2016 年が 4 件といったように、後を絶たない状況であります。黒潮町はまずここ数年、差別事象はどうなっているのでしょうか。

答弁お願ひします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

お待たせ致しました。

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

過去、黒潮町で発生した差別事象につきまして、旧佐賀町では 20 件、そして旧大方町では 26 件、そして黒

潮町になりましてからは2件、合計48件を確認しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

やっぱりまだ2件あるということですね。

ここ最近、団地の入居者に関する発言についてということで、僕たち報告を受けておりますけども。この入居者がですね、万行があると役場の方が答えたときに、あそこは集団で来るからというような発言があったそうですけども、この取り組みは役場はどうなっているでしょうか。

まず、その取り組みの内容をよろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

澳本議員の再質問にお答えします。

澳本議員からご質問のありました差別事象につきましては、町としてもですねこれは重要な、差別を助長する恐れのある発言であり、決して容認できるものではないというふうにとらえて対応を進めております。それをやはり分析を致しましたところ、この方がこれまで人権啓発にかかわる研修に全く参加できてなかったということが確認できております。従いまして、先ほども申しましたように、まずは年代、地域別、職域などに応じた既存の会合に研修会を持ちまして、そしてさまざまな機会を利用した出前講座を行うことによって、このように参加されにくい、できない方に対しての研修の保障もしていきたいというふうに考えています。

またそれから、普段の生活の中でですね、いつでも人権に触れることができる環境もつくらなければいけないと思います。そういう意味で、ますます町の広報誌くろしおにも人権にかかわる掲載をしていきたいと思っておりますし、また、IWKの放送を通じまして人権の啓発を進めていかなければいけないと思っております。

あとそれから、先ほども申しましたように、一番は職員の資質が大事やと思います。そのためにも、職員は人権の意識をますます高め、そして差別事象に対応できるマニュアルの整備をすることによってですね、このような差別事象にも対応できる、また、相談に来られた方についても的確に相談をできる資質を身に付けるような研修を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

確かに、この問題も本当に重要なことです。何ととっても、普段の会話からこういうような会話があったということですので、ぜひともですねそこらへんの徹底をよろしくお願いします。

そして、さっき藤本課長が言っておりました、やっぱりこの対応のマニュアルです。対応のマニュアルをもう一度検証し、そして周知徹底していくということは大事ですので、よろしく頼みます。

そして、この問題の一番のやらないかんと思うことはですね、この推進法が成立されたということを町民に周知徹底していくということがやっぱり大事だと思います。

そういったその周知徹底の仕方、どのように考えておられますか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

澳本議員の再質問にお答えします。

部落差別解消推進法の町民への周知の徹底、周知の方法ということにつきましては、町のホームページを通じ、また町の広報くろしおを通じてですね、町民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

よろしくお願ひします。

それでは2番目にいきます。

これからの同和教育はこのままでいいのかということで、僕は何度となくこの一般質問で質問させていただきました。

2002年、一般施策に移行してから、同和教育が人権教育という形で表現されるようになりました。同和教育を積極的に学習していたころのことを思い出してみてください。あのころは、今のようにいじめなどなかったように思います。そして、人を大切にする学習がどこに行ったのかと思うくらいです。部落の子どもたちは、あのころはもっと元気がありました。そして、胸を張って頑張っていました。親が子どもに部落問題のことをどう教えていったらいいのか、そして若い先生は学校で部落問題をどう取り上げていったらいいのか、悩んではいないでしょうか。法が執行して14年間、同和教育が空洞化していないかという検証も必要だと思います。

この推進法を機に、同和教育をもう一度見直す必要があると思いますが、教育長の答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは澳本議員の、部落差別解消推進法についてのカッコ2のご質問に答弁をさせていただきます。

黒潮町で取り組んでおります人権教育は、部落問題の解決を中心に据えて取り組んできた同和教育を継承しまして、すべての基本的人権を尊重していくための人権教育として、発展的に再構築してきたものと考えております。

教育委員会では人権教育を積極的に展開し、人権尊重の意識を高める取り組みを進めておりまして、町長部局におきましても住民課が中心となり、人権啓発に積極的に取り組んでいるところでございます。このように、人権関係部署が連携を図りながら人権文化のまちづくりを進めてきましたけれども、残念ながら、黒潮町においても同和問題をはじめ、さまざまな人権課題が解決をしているとは言えない現状にあると認識をしております。

取り組みについて今のままでいいのかというご質問でございますけれども。昨年12月に施行されました部落差別解消の推進に関する法律第5条には、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする、というふうに明記をされております。これまで黒潮町は全町民を対象に、人権教育推進講座、人権教育研究大会での講演、そして町民大学での人権講演会、あるいは泊まり合い人権教育研修会などを継続して行ってまいりました。しかしながら、広く町民に浸透しているとは言えない現状だと認識をしております。従いまして、部落差別解消推進法の目的に沿って、これまでの取り組みを踏まえながら今後も教育活動を一層



推進をしてまいりたいというふうに思っているところです。

そして、ご質問の中に学校教育での同和教育。このご質問がございましたけれども。小学校におきましては、人権教育を進める上において同和教育は大変重要であると位置付けております。町内すべての学校において共通の教材を活用しまして、5、6年生におきましてはフィールドワークを行いながら指導をしております。すべての子どもたちが同和問題を学習をした上で中学校へ進んでいるということです。

今後は、指導をする側の教職員一人一人の一層の人権意識の向上と、そして指導力の向上を図るとともに、各学校がそれぞれ一層の連携を図りながら、そして人権教育主任会等も積極的に連携を図っていくことも重要であるというふうに考えております。

それから、保護者や地域への教育、啓発についてもですね、各小中学校が行っている人権教育参観日、こういったものによって積極的に啓発も行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

以前は保育園などでも、保護者が同和教育の学習をするという場があったと思います。僕が保育園の保護者会長をやっているときには年に2、3回、そういうことを行っておりました。

今現在、この保育園での保護者への学習会の現状はどうなっておるのでしょうか。

もし今やってないとしたら、何でやまったかということをよくお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

各保育所で同和教育、同和学习を行っているのかということでございます。ご質問のとおり、以前は各保育所においても、特に以前、保育所が統合する前、これは佐賀でもそれから大方でも、そういった保護者による同和学习、そういったものを行っておりましたけれども、現在は保護者、それから教職員を交えてのそういった同和に関する学習会というのはですね行っておりません。これはやはり保育所が統合したということもひとつ原因になっているかというふうに思っております。

そういったことも踏まえてですね、この法が制定をされましたのでその法の意味も踏まえてですね、それから保護者、特に保育所の保育士がこのことを認識をして、今一度検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

統合したからなくなった、というのもちよっとおかしい話で。実際、0歳児保育が実現したのは、やっぱり同和保育、そして自分たちの先輩がですねしっかり勝ち取ってきたということを、やっぱりこころへんでも周知徹底してほしいなと思います。

そして、特に保育園などでの人権学習会、人権問題の研究会なりにですね、やっぱり今でも、部抜き差抜きが本当に目立つ研修じゃないかなと思います。これじゃ本当に、黒潮町は人を大切にする、そして差別を許さ

ない町、これでいいのかなと思うがですけども。

教育長、どう思いますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、人権学習、同和学習というのはですね各保育所で取り組んでいくべき大事な課題であるというふうに考えております。佐賀地域の方は、旧横浜保育所の保護者を対象にした成人集会、こういったものを月に1回開催しております。特に幼児期における発達段階の子育て、こういったものをですね学習しながら人権意識を高めていく、そういった家庭づくり、そういうことも行っております。それから地域の行事、そういったことにもですね積極的に参加をしている状況でございます。

そういった取り組みをですね、ぜひ大方地域でもできないかというふうに検討しております。このためには、やはり保護者、それから保育所、地域がですね連携をする必要があると思っております。特に児童館、あるいは町民館あたりの役割も重要になってこようかと思ひまして、まずそういった取り組みをですね始めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

確かに佐賀地区は、成人集会など本当に毎月1回やっていただいて成果も出てきておると思っています。そして大方地域も本当にこういう集会所ができればなと思いますので、ぜひとも児童館、町民館に積極的な指導をよろしくお願い致します。

そして、これから今まで以上に同和教育を進めていく上で、もっと学校、教員がこれから何をするのか、もっと話し合える場をもっと教育委員会の方でつくってほしいと思います。今まで以上に、この問題は重要になってくると思っております。同和問題は過去の問題ではありません。この問題を解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもっと現実的課題としてとらえ、これまでの黒潮町の同和问题に対しての成果を土台に、将来の取り組みを今まで以上に創造していかなければならないと思います。

黒潮町の未来に向かって新たな方向性を見極めるべき時期が来ているのではないかと思います。そしてできれば、この質問の最後にですね町長をお願いします。29年度は、もちろんまだ国の方からの指導は全くありませんけども、できれば平成30年度、人を大切にす人権のまち黒潮町、というような宣言はできないでしょうか。

この問題の問いの最後をお願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、自分の任期が29年度、若干1カ月ぐらいしかないもので、平成30年度についての質問について言及することは大変、ちょっとしづらいところです。

それを踏まえていただいた上でということでございましたら、宣言は宣言で、宣言することは可能だと思ひ

ます。ただし、その宣言をただけでは何の意味もないと思います。そこまでにこれまでのエビデンスをどう積み上げていくのか、それから今後の展開をどう整備していくのか、どういったアクションプランを持っているのか。それをもって初めて宣言ということは、恐らく実効性のある方法だと思っています。そこまでの積み上げをまずやっていくと。これは先ほど住民課長なり教育長が答弁したとおりです。

まずは、そこをしっかりとやっていきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ぜひともよろしくをお願いします。

1 問目終わります。

2 問目です。僕はもうバイクが大好きで、バイクを乗っておるがですけども。ご当地ナンバーの導入についてということであります。お席の方にですね県内のご当地ナンバーの資料を配付していますので、見てください。

このご当地ナンバー、本当にメリットが大きいと思っております。まずこのご当地ナンバーですけども、まず、町内の宣伝にもなるということもあると思います。そして僕たちバイク乗りにはですね、すぐナンバー、どっから来たのかなというふうに見るがですけども。まず、このご当地ナンバーは原動付き自転車です。今で言う原付ですね。原付のナンバーですけども。すぐに、あっ、黒潮町の子どもが、高校生が通っておる。もつとゆっくり走ったらええにな、とか、そういうふうな気が本当に付くんです。そう思ったら、本当にメリットがある。

そして、高校生が進学、就職したときにもですね、このナンバーを付けてそのままその就職先に、進学先に持っていく。そうなっていくと、黒潮町の名前がまた全国に広がる。そして、この津波サミットで有名な黒潮町ですというような宣伝も本当にできると思うがですけども。

まず、このご当地ナンバーの導入について考えていないか、お答えをお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の2番、ご当地ナンバーの導入についてのご質問にお答えを致します。

ご当地ナンバープレートとは、市区町村ごとにユニークな形状、図柄を採用した原付バイクの課税標識のことを指します。道路運送車両法で定められております自動車のプレートと異なり、市区町村の裁量で形状や図柄を決めることができるものでございます。

次に、ご当地プレートの導入状況としましては、一般財団法人日本経済研究所調べによりますと、少し古いですけど2016年10月時点での導入市区町村は全国で441団体でございます。高知県では、8団体が導入をしているところでございます。近隣市町村におきましては、先ほど議員からもご質問にありました四万十市と土佐清水市が導入をしている状況でございます。

導入契機としましては、合併や町制何周年とか、そういう記念事業の一環としての導入や、地域活性化を図るために観光地や特産品、ゆかりのあるキャラクターなどを採用し、走る広告塔としての役割や、プレートがカラフルになり目立つことにより、事故の減少などに期待をしているところが多いようでございます。

次に、作成の費用についてでございますが、形状、図柄などにもよりますが、通常のプレート作成と比較を

しまして、平均で一枚当たり3倍ほどのコスト増となっている場合が多く見受けられます。既に導入しています市町村への聞き取りでは、走る広告塔としての役割をある程度果たしており、住民アンケートでも好評のようでございます。

ご当地プレートと通常プレートを選択できるようにしており、高校生などの若い世代を除き、ほとんどがご当地プレートを選択しているとのことでございます。また、その市町村では素材に反射板のようなものを使用しており、夜間では通常プレートに比べて明るいため、事故抑制にも一定の役割を果たしているとの評価をしているようでございます。

続いて、黒潮町の対象車両の登録台数としましては、平成27年度末時点では、50CC以下が990台、90CC以下が84台、125CC以下が69台、原付ミニカーが33台、小型特殊自動車796台となっております。単年度当たりの交付枚数は平均値で約100枚程度となっている状況でございます。

議員ご質問のとおり、既に導入をしています市町村の状況からもメリットは十分見込めると思いますが、費用増加分との効果検証や対象車両の選定、デザインの選定方法など、協議項目は多数ございますので、今後です、ね、十分検討を行い、導入について判断をしてみたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

すごいメリットがあると思います。できればですね本当に前向きに検討をしてもらいたいと思います。

特に、このナンバーを付ける人たちはこの黒潮町が大好きで、そしてこの黒潮町のナンバーを付けるというような人が多分多いと思いますので、ぜひとも前向きな検討をよろしくお願いします。

以上で僕の質問は終わりますけども、まず1、最初の部落差別解消推進法はですね成立されて、本当に僕たち部落の人は一日でも早くこの部落差別をなくす、一生懸命なことをしていきたいと思います。そして行政の職員の方々も、本当に真摯（しんし）になって毎日この人権について考え取り組んできてくれると思います。共に頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上で僕の質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

議長の許しを得ましたので、質問致します。

第1問目は防災対策についてです。

本年1月3日午前3時半ごろ、正月ですけども、うとうとしておりましたら遠くでサイレンの鳴るような気がしまして、庭に出てみますと下方面、つまり私の家から言うと国道方面が明るくなっていました。そこで防寒着をすぐに着て、消火器を持ち現場に行きました。現場では通りががりの2名の方が、新設していただいた消火栓から放水をしておりました。住居は農機具等の燃料の影響もあり全焼でございましたが、すぐ隣の倉庫は熱で発火は致しましたが、その消火栓を利用して消化をしましたので大事に至りませんでした。初期消火に当たっていただいた方にこの場を借りて感謝を致したいと思います。お名前の方は少し分かりませんので、この場で感謝を致したいと思います。

このことで消防団や消防署が来られるまでの消火栓の効力をあらためて思い知りました。

そこでお伺い致します。まず1つとして、町内に設置されている消火栓の数は、佐賀大方、それぞれ何基あ

るのでしょうか。また、水道が設置されて消火栓が設置されていない地区はあるのでしょうか。最近の部落要望の集計は分かりませんが、部落要望は少ないのでしょうか。

2 つ目として、消火栓ボックスに収められておるホースで消化不能、つまりホースの届かない家の住家は軒あるのでしょうか。また、スタンドパイプ、噴霧ノズルの配備されていないのは何基か、そのうちで。今後の配備計画を示してください。

3 つ目、その1月3日の火災時に、地元の告知が作動しなかったという住民の方がたくさんおられました。原因を調べるように担当者の方にはその日にもお願いをしておりましたが、原因は分かったでしょうか。

当日、私が駆けつけた後にしばらくして、近くに電力の電柱などがありまして、電力ケーブルやST ネット、あるいはIWK、NTTのケーブルが燃え上がり、その後は電話もテレビもつながりませんでした。黒潮町の特に佐賀地域には非常には防災行政無線もありますので、それをもし鳴らないということも想定すれば活用すべきではありませんでしょうか。時間を同時にやりますと、混信して何言いようか分かりませんので、時間をずらせば混信はないと思います。

従前は、防災行政無線、それからモーターサイレンも活用しておりました。というのはなぜかといいますと、近所で、すぐ近くで火災が起きているのを知らない方もおりました。この前、新潟県ですかね。糸魚川のような強風時であればですね、そこにもう火の粉が飛んでいてですね、火事になっておった恐れも相当あるんじゃないかなと思います。たまたまその日には風がおとなしかったといいますか、ほとんど炎は真上の方に上がっておりました。大きな火でございましたけども、そういう所に飛んでいくことはありませんでした。

どうい対応をされておるのか、お伺いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは藤本議員ご質問の、防災対策についての1番目のご質問の、震災時や一般火災時の初期消火に有効な消火栓の配備やサイレン吹鳴について聞くの3つのご質問について、通告書に基づきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず1つ目の町内に設置されている消火栓の設置数は、佐賀地域が147基、大方地域が274基、合計421基でございます。また、かしま荘などの施設を除いた町内61地区のうち、水道が整備されている地区で消火栓が全く設置されていない地区はございません。佐賀地域での部落要望としての要望個所については、平成28年度は要望がございませんでしたが、平成27年度は2基の要望があり、この2基については27年度に設置をしております。

また、大方地域では平成27年度は3基の要望がございまして、このうち1基については既に設置をしておりますが、残りの2カ所については水道管が設置されていない場所のため消火栓は設置できておりません。28年度も同様の設置の要望がございましたが、水道管が設置されていない場所等でございまして、消火栓は設置できておりません。

次に、2つ目ご質問の消火栓ボックスに収められているホースでの消化不能住家の件数についてでございますが、これにつきましては現在、黒潮消防署の方で消火栓の点検を行っていただいているところでございまして、今後これを基に消化不能住家の件数について検討をしていただく予定でございます。

また、消火栓および消火栓ボックス内に収められているホース、スタンドパイプ、筒先の噴霧ノズル等につきましては消火栓設置個所ごとで異なっておりまして、消防団の各分団で火気訓練や出初式の訓練の後で、こ

これらの点検管理を行うこととなっているところでございます。

今後の配備につきましても、従来と同様に消防団や区長さんからの要望を基に該当分団から聞き取り調査を行いまして、設置の検討をしてみたいと考えております。

1月3日に川奥地区で建物火災が発生を致しました。お正月の最中、このたびの思いもかけぬ火災に遭われたご家族の皆さまには衷心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

3つ目のご質問は、この火災発生時に地元でサイレンの音が聞こえなかった原因についてでございます。サイレンにつきましては、黒潮消防署から信号を各集会所等に送り、集会所の接点付き告知端末機が受けまして、集会所のアンプを起動させ、サイレンの音をスピーカーで鳴らしております。今回も黒潮消防署から、川奥集会所を含む拳ノ川校下のサイレンへ信号を発信しましたが、火災現場の炎により光ケーブルが断線したことによりまして信号が川奥集会所の方には到達できず、川奥集会所のサイレンが鳴らなかったものでございます。翌日の1月4日には速やかに修復作業を完了させまして、それ以降、現在ではサイレンが鳴るようになってございます。

なお、川奥地区のサイレンが鳴らなかったことについてはですね、当日の状況では承知していなかったというように理解をしているところでございます。

ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

421基あるようでして。これは当然、今の答弁を聞きよったらですね少し不思議に思いました。

管理は消防団にやってもろうておりますけども、その所管するところは町だと思っております。だとするとですよ、この消防団の方で調査をしたり管理はしていただくことは大いに結構です。当然そうあるべきだろうと思っております。このボックスというのは結構掛かりますので、その台帳はないんですか。ないとしたら、少しおかしいんじゃないかなと思うがです。

やはり、消火栓ボックスのそれぞれ配備は確かに違います。特に川奥地区の場合には、消火栓からの距離が長いので、中に100メートルはめてます。通常は、4本80メートルですかね。そここのところを100メートルに、地域からのお願いもあってですね100メートルにさせていただいておりますが。そういう管理がですねどういう形で実態の把握をされておるのか。これは一つ一つの台帳じゃなくても、エクセルあたりにきちっとその付近をして報告を求めてやっておけばですね、その実態調査ができます。この数字は常日ごろに、やはり消防の所管するところはですね把握しておくべきだろうと思います。というのは、今後の備品の入れ替え、ホースもこの前もちょっと破れて飛び散っておるのもございましたけども。そういうときにどれぐらい、そういうようになっておれば期間が過ぎておればですね、買い換えたりする必要もありますし、予算上組むのにも必要だろうと思っております。

やっぱりそれは台帳を作ってですね管理しておって、先ほどマル2として言ったですね、ホース消火不能の所も今度は調べていただくということですので、早いうちにそれは調べていただいて。スタンドパイプとか噴霧ノズルのない所はどれぐらいなのか。あるのはどうなのか。

なぜ私がここでスタンドパイプの話をしたかといいますと、今回の火災のときにですね非常に役に立ったと思うてます。というのは、たった2人でやっていただいておりますので、ホースがですね、何いいますか火災現場の方に向いて移動できましたけども。ただ、そのすぐ上側の所の住居の所に従前設置された消火栓があります。そこから100メートルのホースを引っ張ってですね、地元の住民の人たちが上からかけておりました。

た。そのときにはどうしたかといいますと、その消火栓の口ですね。そこが上方向、北側を向いておりまして、それを、スタンドパイプがありませんので、ぐるりっと回してですね。引っ張ったら折れるんですよ。だから、女性たちがですね大きいカーブになるように描いて、それで消火に当たったという事例があります。だから、そういうときにスタンドパイプ的にあればですね、向きがその方向に向かっていきますので、人数が少なくてもですね対応できるわけです。

それから、噴霧ノズルのは使用者が困る場合も実際にはあるとは思いますが、もし1人しかいない場合にはですね、消火栓のふたを開けて筒先閉めておればですね現場へ行ってから開けることができますけど、そうじゃない場合には、もうホースを押さえることもできないぐらい水が降ってきます。けがもすると思いますので、1人ではまず絶対できないということになります。そういうところも踏まえてですね、消火線ボックスの中にスタンドパイプがある所とない所とがあると思うんです。実際に今後計画していく上でもですね、そういう数値はきちっと把握しておくべきじゃないかなと思います。非常に効果がありましたので、それをほんで尋ねたわけです。

たまたまそのときは、朝どっかへ出かけゆう方が、町外の方だったと思うんですが、地元の方じゃありませんでしたので、2人が連携取って初期消火に努めていただいたと、本当に感謝をしておりますが。まあ慣れた方だったと思います。そういうことを、きちっとスタンドパイプも付けてですねやっておりましたので。

それはきちっと把握していく考え、あるいは、その台帳それほど大きな、おっこうなソフトを作らなくてもですね、エクセル等で十分できる話じゃないかなと思いますが、やる気はありますか。

それから、大方の場合に、3基消火栓の設置要望は27年3基あって1基しかできなかったということでございますけども、これはどこの地区かなと思います。本谷の所にはない所があって、3基、多分要望されておったところがあると思うんですが、その所ですか。配管がないきできなかったということですが、それは事実ですか。それもお伺いします。

それからサイレンですけども、先ほど質問のときに言うたように、防災行政無線の活用もそういう場合が。例えば焼けたとすればですよ、焼けたのはだいぶ後だったと思うんです。下から燃え上がったのは、それから、電話も何も聞けなくなりましたので。もしそういう焼ける可能性があるということであればですね、住家のところを通っていますので、IWKの線もね、電柱です。住家の近くを通っていますので、そういう火災の場合には焼ける可能性があります。消防署の方からはモーターサイレンも防災行政無線も活用できるようになってますが、部落の集会所へ電流が流れていて、そこで起動して屋外放送だけじゃなくてですね防災行政無線も使えるわけです。

それと、外側の所にうまくいかんいうても各家には告知端末がありますので、告知端末が最大音量になればですね大抵その住家の方は気が付きます。

どれかをやっていかんかんですが、そういう場合を考えて他の方法もやっぱり検討すべきという回答をもらえらると思うてましたが、その付近はどんななってますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、消防団の備品等につきましては、昨年12月15日の第4回消防団幹部会におきまして、各分団の数量の把握について調査を行いお願いしたところでございます。消火栓ボックス内のホース等につきましても、管理が十分徹底されていない個所もございまして、今後数量等について調査を行うことを検討しているところ

でございます。なお、そういった台帳についてはですね現在整備がされております。それぞれの消火栓の写真とかも含めてですね、その台帳の中にはあるわけですけども。ただ、そういった消火栓ボックス内のホースの数なんかについてはちょっと完全でないところがございまして、そういったことについて、現在十分でない所について把握していくということでございます。

それから、1月3日のですね火災の消火のときにですね、消火栓の中で真っ直ぐ立ち上がっていない消火栓がございまして、消火の際苦労されたというようなお話を一昨日私の方はお聞きを致しまして、昨日現地を調査致しました。地中にあるですね消火栓の弁の部分というのは、通常真上の方に向けておりますけども、その弁は斜めに突出してございまして、ホースを接続した後、ホースが折れないように1人の方が、議員の方からもお話がありましたように、放水中に持っていたというようなことのようにございました。

このような消火栓はですね各地区にほかにもございまして、今後、通常真上に向けた弁に交換とすることで、現在、消防団、そして区長さん等協議を始めているところでございます。

それから大方地域の消火栓につきましては、後で情報防災課長の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

そしてサイレンにつきましては、防災行政無線の活用について、今後検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、大方地域の消火栓のご質問についてお答えしていきたいと思えます。

議員のご質問は平成27年度、大方地区、これは本谷地区でございますけれど、3カ所要望があつて、事業が1カ所しかできてないと。その理由のことでございますけれど。議員少しおっしゃられたとおり、あとの2カ所につきましては、水道管がない所、それから、あるいは水道管が細くてですね消火栓の工事ができなかった所でございます。

これは28年度も同様の状況は変わらず、事業が実施できておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

放送はですねやはりそういうことを消防署と十分協議をしてですね、緊急の場合にはいろんな手段を使って住民にお知らせするということが大事です。例えば地震津波が来たときもですね、前には一度に鳴って分からないという現象が起きてましたけども、そこは時間差であってもですね、そういう点検も含めて防災行政無線も使うということをしなないと、停電や断線とかいうときもあると思うんですよ。そうしたときにはそれが發揮をしますので、そのやっぱりマニュアルといいますか、今後の運営については十分町と消防署と検討してほしいと思えますし。台帳はあるということですので。それから消火栓ボックスの。もう少し整備をしていただいて、立ち上がりも何本あるのか、噴霧ノズルが何本あるのかというぐらいはですね、やっぱりきちっと把握してないと予算要求も何もできたもんじゃなと思うんですよ。

それから、先ほど言いよった消火栓の向きっていうのは、これ全部私の地区だけかも分かりませんが、上流の方を向いています。斜めに。何でそういうのを付けたか私も分かりませんが。めったに開けるもんじゃ



ないので分かりませんでした、そういう話でした。

それから、先ほど言いよった本谷の関係ですけども。本谷の方から3基要望されておる所に水道が付いてなければ問題、できませんので、それはもう当然な話ですが。たとえその径が小さくてもですね、庁舎の消防のホースらは相当小さいやつを使っていますが、ないよりある方がましなんです。水が来ないというのは、やっぱり一番ネックになります。やっぱり消防の規定の大きさの水道が付いてないということであったとしてもですね、地域からそういう火災予防のために要望が出てきておる所で、水がその所へちょっとでも行けばバケツリレーで運ぶよりかずっといいと思います。

そういうところをやはり検討していただいて、ちょっと特殊な消火栓になるかも分かりませんが、本谷地区で。その水道のないところはしゃあないですよ、今すつと言うても。ある所については、小さいのであってもですね水が掛かると掛からんとは違います。

それはやはり今後検討していくべきだと思いますが、いかがですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まずは本谷の、水道管が細い、消火栓の希望地の件ですけど。少し検討をして、詳細を検討していきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

先ほど言いよった防災無線のが、そういう所については、町はよね消防署らと十分協議して、そういうマニュアル的なもんとかね。今使いよる告知端末が駄目な場合。もう可能性としては、今から火災のときにはですね家のとこ通ってますので、ケーブルが。可能性としては、住居の火災のときにはですね結構その確率が高くなってきます。そうした場合には、若干ずらしても音声为重ならんような方法で防災行政無線を使う。あるいは、ない所についてはモーターサイレンを使うとかいう方法で住民にやっぱりお知らせをする。

これがやっぱり糸魚川のような風が強いときであればですね考えますとぞっとしますので、やはりその付近を対策として検討する余地はありますか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

このサイレンのケーブルが火災で断線したというのはですね、正直言いまして想定をしてなかったことだったというふうに考えておりますけども。今後、もちろんこういうことが起こる可能性は十分あるわけでございます。

今、議員がおっしゃられましたようなことも踏まえてですね、防災行政無線の活用等について今後検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

こういうような災害とか事故とかも起きないのが一番ですので。起きたときに最大限そういうあるものを活用できて、二次被害を防げるというようなことも含めてですね十分検討していただきたいと思います。火災が近くで起きているのが分かれば、近くの人が消火器持って走ることもできたであろうということもありますので、知らない方が、朝方まで知らない方もおったという事実もありますので、その付近は対応をお願いします。

次に移ります。

災害時の避難場所になっている集会所で、先の答弁では昭和 56 年以降でしたか耐震検査をしないと。住宅の耐震改修と同じようなことの答弁でありましたが。集会所はですねやっぱり、今、私の地域の所でも何十人か受けれるようにということで、地域防災マニュアルを作っておるわけですけども。そこでも出てきておりましたが、それだけではどうも不安だという話が出てきておりました。

住居の場合はそういう法律でやっておるので仕方がないと思いますが、集会所にやはり安心して避難するにも、調査をして安全度を高めるべきではないでしょうか。

これは集会所以外の避難所でも言えることですが、こういう天井や照明器具の補強などあんまり聞いてないんですが、これは耐震の改修などやった所も大丈夫なんですかね。

というのはなぜかと言いますと、先にこういうマニュアルの中で配っていただいたですね中にも、これ川奥の集会所ですけども全部一緒やと思います。ほとんど。その中に、最初に逃げてきたときに避難の安全を確認してから中へはめてくださいということの中の項目にですね、建物内部における確認と。その中で天井の落下がないかと。あるという所にマルが付いたら避難所として活用できませんと。単純にこういうて書いてます。この付近は、一番落ちるのは照明器具とか、家が倒れらってもですね天井が落ちる可能性としては非常にあるわけですよ。

まず、地震が震度 6 とか 7 とかになってきたらですね、これが落ちたら体育館とかそういう所も使えなくなりますので、やっぱりこういう細かい所を避難所として設定しておる場合はですねそういう検査も含めてされるべきではないかなと思いますが。

いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員ご質問の防災対策についての 2 番目のご質問の、災害時の避難場所についてのご質問に、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問いただきましたとおり、これまでは昭和 56 年 6 月以降に着工した建築物については、新耐震基準で建築されたものとして取り扱っておりました。しかしながら、今回の当初予算での耐震診断の対象集会所は地震時指定避難所に指定されている集会所のうち、佐賀地域に場合について具体的に申し上げますと、昭和 56 年 5 月以前に建築着工された 6 つの集会所に加えて、昭和 56 年 6 月以降に建築着工された集会所のうち、耐震性に疑問のある、市野瀬、拳ノ川、川奥、不破原、市野々川団地の 5 つの集会所の予算を計上しております。

都市計画区域外および都市計画区域内の一部の区域につきましては、木造 2 階建てまでは建築確認許可の必要がございません。そして、昭和 56 年から平成 2 年の間に建築された都市計画区域外の先ほどの 5 つの集会所については、町の業務報告書にも建築士による設計の記述がございません。こうしたことから、これらの都市計画区域外の集会所は、建築士による設計がされずに大工さんにより建築された可能性が高く、耐震性に疑問があることから耐震診断を行うことと致しました。

なお、佐賀地域の場合について具体的に申し上げますと、平成 22 年度の建築の市野々川集会所と、平成 25 年度建築の熊野浦集会所につきましては、建築士が設計を行ったことが明白でありますことから、新耐震基準で建築されたものとして取り扱うこととしているところでございます。

それから、天井などの非構造部材の耐震補強についてのご質問もございましたが、こういった非構造部材の耐震補強につきましても大変重要なことだというように認識をしておりますが、まずは柱等の構造部材の耐震補強を行いまして、地震時避難所である集会所が倒壊しないようにすることを優先したいというように考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今年予算で対応していただくということで一つは安心しましたが。

先の副町長の予算のときの答弁では、県と協議しゆうような話をされてましたが、これ、予算つかいでもやっていたらいいんですかね。

それと、先ほど言いよった天井とか落下についてはですね、避難所について今やる調査をして耐震の検査をするということでしたけども、まあ当然そうですよ。シロアリが 56 年以降も入ったりして直した所もあるような集会所もありますので、シロアリが入ったりしたら、なんぼ 56 年のあれがまともであったとしてもですね、そういうのが隠れたところにある場合がありますので、安心して入るにはそういうことが大事です。

それから、先ほど言いよったその天井が落ちてくるとかいうのは、来たらですね、ここのマニュアルの中にそういう書いてますんで、天井の落下がないかと。ドアがゆがんで開閉できない、それからガラスが散っちゃらせんかと。ガラスらは、建てたら飛散防止のフィルムを張るとかですね、そういう所をやっぱりチェックして、特に避難所の場合にはやっっていくべきじゃないかとは思いますが。

まず、その上から落ちてくるとかいう部分のところは建築設計にあったとしてもですね、それでやった、集会所でも一度やっぱり確認すべきことじゃないかなと思いますが、いかがですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

まず、補助金のことにつきましてですけども。こないだ説明をしたとおりですね、県の方に要望をしておる現状でございます。要望までにですね一応予算、危険度等につきましては検討をして予算に挙げていくということは決定しております。

説明のとおり、県の方のその補助を見ましてですね、その時期的なもんは検討をしていきたいということでございまして、つかなくてもですね実施をしていくことで進んでおります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問の天井落下につきましては、国の方でもですね、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場、体育

館でございますが。体育館のですね大空間の天井材等の落下防止対策が急務であるというようにされております。

平成25年7月に建築基準法の施行例が改正されまして、天井高6メートルを超えるもの、それから水平投影面積200平米を超えるもの、単位面積質量が2キログラムを超えるようなつり天井につきましてはですね、特定天井として新たに定められた技術基準に適合させることが義務付けられたところでございます。

しかしながら集会所のような、例えば天井高が2、3メートルの天井の構造に新たな技術基準が定められているわけではございません。高知県の方にもお聞きを致しますとですね、建築学会による非構造部材耐震設計施工指針とかそういったものがいろいろあるようでございますが、いずれも法的に位置付けられた基準や指針ではないということでございます。

そうしたことからですね、先ほども申し上げましたが、天井などの非構造部材の耐震補強につきましても大変重要なことだとは承知しておりますけれども、まずは柱等の構造部材の耐震補強を行いまして、地震時避難所である集会所が倒壊しないようにすることを優先したいというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今の答弁はちょっと納得できません。

そういうもんやっただけですね、ここのマニュアルでいくと天井の落下があったらですよ、避難所として使えないいうて書いちゃう、入らしたらいかんいうて、そこの地域の人たちが。住民は寄せてきても、そこでストップ、入ってくれるな、いうことをしなさいよというマニュアルがあるがですよ。

そしたら、この付近はやっぱり天井が落ちないような耐震の施工をせないかんし、見ちよかん避難所として役に立たんがですよ。ほかの人は少々雨さえしのげたらええと入るかも分からんけど、はめたらいかんいうて書いちゃうがですき。これは町が一つの見本として作ったマニュアルですよ。矛盾しませんか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、避難所運営マニュアルで避難所に入る前に避難所の状況を確認するというのは、想定外の地震とかいろいろなことが起こって、耐震性がある建物であっても柱がひびが入ったりとかいろいろなことが起こる場合があるということを想定して、安全性を十分確認していただきたいという趣旨でございます。

先ほども申し上げましたが、非構造部材の耐震補強につきましては、まだ国の方で明確な基準というのが定められているということではございません。新たな基準が定められているということではございません。そういったことからですね、現在の天井が必ずしも落ちるということでもないというようにも理解をしているところでございます。

ただし今後ですね、そうした国の基準が明確に出てきますと、町の方も一定対応していくことが必要であるというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

やはり住民に安全に避難してもらうための集会所であればですね、その付近は安心できるようにせないかんとおもいますが。

町長、どうです。これは検査の基準がないからといってもですね、今の調査をする段階、今、先ほど言われた集会所、56年以降のがも調査する段階ですね、やはりその天井の付近も併せてですねやっていただく。ほいたら経費も少のうて済むと思うんですが。それに問題あれば直さないと、このマニュアルのところではめたらいかんて書いちょうがですよ。そしたら全く使えません。せっかく内をやってかやららっても、そこが落ちたら使えませんので。

それはどんなですかね。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

まず全体的なところから答弁させていただきますと、まずこれ財源論が絡むお話でございまして、やらなければならないことは明確になっているんだけど、財政事情等々かんがみて、単年度ですべて処理することはできないというのはご理解いただけるとおもいます。

で、特に今回ご質問いただいております中にも、新耐震基準で建てられたと思われる集会所等につきましても避難所としての有効活用を踏まえて今回診断設計を挙げさせていただいておりますけれども。これについての執行については、少し見合わせさせていただきたいという旨は少しお伝えもしたところです。

というのは、診断設計ぐらいいまで自分たちの体力で行えても、その後待ってる改修、こうなりますと非常に多額の予算が必要になりますことから、佐賀、大方両地域でこの新耐震基準では建てられているんだろうけれども、耐震基準をもしかしたら満たしてないかもしれないという恐れのある建物。これらをすべて措置していこうとすると、恐らく10年計画ぐらいになると思います。そうならないために今、県に新年度から本格的に制度創設のしっかりとしたエビデンスを整備した上で協議をスタートさせていただきたいと、そんなふうに思っています。

それからまた、今ご質問いただきました非構造部材、課題の構造的には同様のことでございます。やらなければならないことはしっかりと分かっていて、ただし優先順位を付けて、どのぐらいのタームで計画を組んで措置をしていくのかというのは、どうしても財源論と切り離して考えることができない以上、総合的な判断が必要であると思います。

それからもう1点、少しちょっと心配になりましたので補足で答弁させていただきますと、災害と、それから災害の事後、これをどうとらえるのかというのは非常に大事なところでございまして。例えばマニュアルはこうなっている。で、マニュアルに従うとこうならなければならない。そうでなければ、ああしてはならない。こういったことになってるんですけども、実際にその事後にそのマニュアルどおりになるという考えの基で事後対応を計画していくと非常に危ないです。少なくともこういう目標に向かっていくというマニュアルは設定しますけれども、そうあるとは限らないということを自分たちは重々自覚している必要があります。

例えば熊本地震を考えていただければ分かると思うんですけども、震度7が2回来ました。耐震基準のもとの設定のときに、そういったことは想定されてないわけですね。何とか最初の震度7は持ちこたえたんだけど、その後の2回目の震度7で倒壊したと。こういった新耐震基準といったものもたくさんあるわけですね。こういったことが必ず起きます。

従いまして、目標値としてのマニュアル、それからさまざまな計画、こういったものは組んで実際に計画ど

おりに進めてはまいりますけども、進めたからといって、そのとおりになるとは限らないということを自分たちは重々自覚しながら、その防災対策も、それから事後の対応も組み上げていかなければならない。そういった自覚をまた住民の皆さまに促すこともまた必要なことであろうかと思っておりますので、機会を見つけてまた、さまざまな情報提供をさしていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

あくまでも想定ですからどんなことが起きるか分かりませんし、先ほど言うたように2回が3回起きるか分かりませんが。

ただ、診断のときですね、この際診断をもしされるのであれば、そういう特に避難所として指定する所であればですね、その天井等についてもですねやっぱり併せて調査をする。お金はいつ、お金は下りんと絶対できませんので、いつするかというのはこれはまた別の問題です。

調査の段階のときに、そこまでやっぱり調査をしていただくということはできますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し即答をしかねる問いでございまして、少し検討はさせていただきたいと思っております。

全体、事前に診断士さんの方にも相談させていただいた上で、どのぐらいの費用の上積みになるのかもいったん把握させていただいた上で、ちょっと検討させていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

それでは、いろいろ検討してお金を取る場所も考えないきませんので難しいとは思いますが、まあ地元の人たちがやはり安心してそこに避難できるような体制というのは当然考えていくべきだろうと思っておりますので、そういうところの付近も踏まえてですね、ぜひ調査をして知っちゃくということは大事です。どういう想定外のことが起きるか分かりませんが、知っておくことは大事なことです。前もって工事ができなくてもですね、その付近は住民の方に、それぞれの地域にお知らせ願いたいと思っております。

次に移ります。道路行政についてですが。

県道秋丸佐賀線は現在、町と町境といいますか、町境の国有林の区域が工事をされていますが、あと何年で完成する予定でしょうか。

改良の急がれる路線ではありますが、国道から600メートルほど進んだ所では、大雨等に山の谷から水が道路側溝に入らず、道路も多くの水が流れています。本当に川のように流れております。道路のすぐ下には高齢者の住まれておる家もあり、大雨のときには不安を感じていると思っております。以前にこの写真も見せまして、何とか対策をいうことで県の方にも話したことがありますし、町の方からも県に要請があったと思うんですが。

県のいわく、山の水の処理は町の管理と言われています。私は道路を流れておる水の処理については県道だと思っておりますけども、町がすべきというような回答でなかったかと思っております。この対策は、裏山から出てくる水の対策が道路の側溝に乗らないという対策は、この改良工事が終わるまでそのままでしょうか。

次に、県道住次郎佐賀線ですが、期成同盟会もあるようです。町の予算でも4万5,000円ですか、今回も組

まれておりますが、どこまで進んでいるのでしょうか。

昨年の6月23日に、市野々川地区の区長や住民の方、そして建設課の職員等、四万十町奥打井川で地区住民や四万十町の議会議員、四万十町職員の大体20名ぐらいだったと思うんですが、情報交換のために訪れておりました。その中で私も初めて知ったんですが、打井川では2方向にですね用地が1方方向は打井川の方から行きますと左側、こちらから行くと右側のたねに入っていく県道が伸びておりましたし。用地の方は今度、現在、作業道がついておる方向に用地が買われておるという話を聞いておりました。そこで話題になったのは、やはり進めていくにしてもですね、ある一定のルートが定まってないようだ。所管してる土木も違うし、両地区が要望するにしてもですねルートをある程度先に検討していく必要があると思いますので、それがどうなっておるのかと確かめる必要があるということであったと思います。

その後どのような協議がなされて、あるいは期成同盟会との関連をしておるのかということについて、まず伺います。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、道路行政のカッコ1、県道秋丸佐賀線および住次郎の進ちよくおよび完成見通しにかかわる質問からご答弁致します。

まず初めに、県道秋丸佐賀線は黒潮町川奥工区延長2キロにおいて、現在1.5車線の道路整備を道路管理者であります幡多土木事務所が平成22年度から実施している路線でございます。この路線につきましては、地域住民の協力と意見を伺いながら、優先順位、事業効果の高い所から重点的に整備を進めております。

工事につきましては、昨年度および今年度も多くの予算を獲得し、事業の進ちよくを図っているところであります。現地を確認しますと、踏切付近までしゅん工となっており、さらにその上部でも、残土処理工事と部分的に工事が施工されております。

整備の完了の見通しにつきましては、1.5車線の道路整備計画上まだ多くの未改良区間が存在すること、また、今後の予算確保は不透明な部分があり、現時点では明確になってないのが現状であります。

先の質問の中で藤本議員から、細かな県道秋丸佐賀線の川奥地区の600メートルエリアの側溝の話が出ておりました。この件につきましては幡多土木事務所にも伝えております。ただ、あそこについては上流から青線がありまして、青線から大雨時にはかなりの水が来て、あの集水柵にない所に溢れているのが状況であります。地域からも要望がありますので、現地を再度確認しながら県と協議しながら、地域要望でできるかどうか検討していきたいと思っております。

次に、県道住次郎佐賀線につきましては、四万十町住次郎から黒潮町市野々川工区延長12キロにおいて1.5車線の道路整備を平成25年度から実施している路線であります。

本町の市野々川地区では、平成27年度までに約300メートルの改良が進んでおります。本年度、平成28年度におきましては、市野々川工区において未改良区間の新たな事業化に向けて測量設計を実施しているとのことあります。

整備の完了の見通しにつきましては、先ほどの路線と同じく1.5車線の道路整備計画の計画上まだ多くの未改良区間が存在すること、そして予算確保の不透明な部分もあり、現時点では見通しも立っていないということでございます。

で、この住次郎佐賀線につきましては、先ほど議員からもありましたように、昨年6月に四万十町大正打井川集会所において、関係の区長そして行政、そして議員の皆さんが一同に集い、現地を歩きながら協議をして

きた経過がございます。ここには期成同盟会がございますけれども、所管する道路管理者、四万十町土木、そして中村土木事務所等で事業を促進しております、確かに路線の食い違いといえますか齟齬（そご）がございます。

先般、職員が出向きながら、その両町の土木事務所とそのルート確認をしているところでございます。幡多土木事務所の管内図では路線整備の計画がありまして、今後、現地を歩くなどしてルート確認に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

県道秋丸佐賀線も工事進んでおりますけど、地元における住民としてはですね、やっぱり入口の所のそういう雨季のときにはですね、もう軽トラで土なども落ちてきますので通れないというときもあるがですよ。

それに、その下にある住家の部分もありますので、この付近の責任というかその改良するのが県土木の方は町が水のところはやってくれと。道路については当然県だろうと思うんですけども。ただ、道路を流れておるので私は県だと思ってますけども、その付近の協議を早くですね。どこまで町がせないかんのか、県にやってもらわないかんのか。ほんで町がここまでやったら県はできるかとかいうところの協議はですね、もう長年この要望は私らが議員になる前付近から出されておると思うんです。で、台風のときはですね相当水が溢れてきます。そこの所にV字側溝やってですね、外側のところにはアスファルトを盛ったりして家に流れないようにはしていますが、もうすれすれまで来てます。高齢の方ですので心配だろうとは思いますが。これはね、雨のときの対策については早めにこの水路に流して、排水路へ流れるような方法を早めに考えていただく。それから、上から溢れる水についてはですね、町がやらないかんもんであればですね、これも早急に県の工事らと併せながらやっていくべきだろうと思っておりますので、十分な調整を早期にやっていただくということが大事だろうと思っております。

それから県道住次郎佐賀線ですが、この付近のルートの違うという所の確認は、左側行くがと、向こうから言えば左側行くがと、右側行くがと、2つの用地を買いようとも違うようですが、どちらが。幡多土木の方は違うとして、窪川の方の土木ですかね。四万十町の土木ですか。そちらの方との確認はどの付近までどちらが正しいのか。何でその用地を二股に買うていくのかという付近らは確認されておりますか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず初めに、秋丸佐賀線の川奥地区の県道に水が溢れ返っておるという状況の話でございますけれども。この件につきましては再三土木事務所とも協議しておりますが、一向にまだ改善はされておりませんが。ただ、あの下水路の土砂の取り除きについては、昨年度の現地確認の中で県が施行するというような話になってます。ただ今後については、青線の管理と、そして県道との管理、そういうところをすり合わせしながら県土木とさらに調整して解決できるように検討していきます。

それから、住次郎佐賀線についてですね。四万十町土木事務所に出向いていて職員に確認したところ、四万十町土木事務所はこの路線が整備の路線という認識でございます。幡多土木事務所は現地、どこまで把握しているか分かりませんが、図面上の話ではこれが正しいという話でございました。



ですから、なかなか両域にまたがる土木事務所が現地で再度現地確認をしながら、そこらへんの調整を町が  
お願いしながらそこで現地でルート確認をして、今後の事業促進に向けた動きをしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

県道秋丸佐賀線の雨水の処理については、今後も土木と、町の方かどこまでやるべきなのかということをはっきりと協議していかないと前へ進みませんので、区分けするのであれば区分けをきちっとして、それで予算的な対応も1年でいからったら来年やる、3年後にやるとかいう方法もやっぱり考えてほしいと思います。

それから県道住次郎佐賀線ですが、今聞きようと両方がまちまちということのようですので、これはもう何ですか町長の方をお願いをしたいのですが。同じ県の土木事務所でもそれぐらいの差があって、方向が右行きようかと左行きようかとあって、どちらにするのかというのは訳の分からんような話ですと、期成同盟会そのものが何をしようかな思うて思うがですよ。

町もやはり、わずかですけどもこの4万5,000円も出してますので、そのことを通じてですねやはり早期に調整をして。できるのはそら遅いかも分かりません。10年後か20年後か分かりませんが、やっぱりこの付近を右向いて行く用地をかうて、道路もつけていきよう。今度は左側の所へまた用地もかうていきようという、おかしな話になってますので、無駄が多い。できるだけ経費が少なくて済む方法を考えながらやってもらわんといきませんが。

この付近は建設課長とともにですね町長の方で調整をしていただけるようお願いしたいのですが、いかがですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

詳細について把握ができてませんで、その2つの方向でというのは今初めてお伺いしました。

まず、両事務所にヒアリングを掛けて、整理整頓をちょっとさせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひ整理をしていただいて、わずかでも伸びるように。両方にそんな二股になっていきよったら伸びるもんも伸びなくなりますので。ルートの早期の確認と、その工事の仕方といいますか、2つになっていきようのを1つにできるだけ整理していただいて早いうちに検討していただきたいと思います。

期成同盟会の方も併せて、そういう方向になってるといことは分かっておるかどうかわかりませんが、それもきちっと、建設課、町長を含めてですね対応願いたいと思います。

次に移ります。

現時点で違うかもわかりませんが、町道は500路線、延長247キロと聞いてます。違っておったらまた訂正してください。距離も長いので、管理は非常に大変だろうと思います。

そこで提案ですが、前にも話したことがあります提案ですが、2名ほどの囑託の方にですね、車にレミファルトいいですかね、アスファルトの分やスコップやチェーンソー、その他細々した道具を載せていただいてですね、パトロールし管理をしてはと考えます。特に山間部の町道は、全体的に管理が行き届いてないように思わ

れます。

というのは、町の方も一生懸命やっていたいとおもいますが、イノシシとかそんなものですね、とんがった石が道路に落ちていたりということで。私らでも入っていったときには、見かけたときには大きいやつらは動かせる範囲はのけたりして車を通すこともあります。雨には樹木が枝垂れてきてすね、車に当たるとか、特に高齢者の方は難儀をしておもいます。狭い道で避け違いなどをするとタイヤを切ることもあるようです。簡易な補修であれば、その場で解決ができるのではないかとおもいます。重機や人手が要る場合には、カメラ等で写真を撮って町にもんてすね報告を受けて、急ぐ部分についてはすぐに対応できるということもできるとおもいますので。特に高齢化がすね著しい山間部というのはすね、やっぱりそのことによって住民の生活の質、QOL が下がるとおもいます。それをすることによってすね、道路幅は広がらないでもスムーズに通っていけるということでお安心できるとおもいますが、対応はできませんでしょうか。

島根県ですすね邑南町という所があるんですが、そこには道路パトロール要綱というのをきちっと定めてすね実施しております。人口が1万1,200人ぐらいです。ほぼ一緒の人口です。世帯数が5,021。そこはすすね森林面積も86.4パーセントぐらいで大体似たような感じではないかなと。島根県では大きい町だと思んですが、要綱を定めてすすね道路パトロール体制をきちっとして、電話で確認を致しましたら3名を囑託にしてすすね、今私が言った山間部をメインに、そういう高齢者たちが免許返上したいけど免許も返上できない状態で乗っておる方たちがスムーズに行けるようにということに心掛けてすすね順次パトロールをしておると。当然、通常パトロールはそういう形で見ながら、あったところで処理をしていくと。今度雨季とかそういうときにはすすね、クラックが入ってないかとか、マンホールというか下の暗渠（あんきょ）が詰まってないか、そういう所を見ながら行って、その場で処理できるものは処理していくことをやっておるようです。やはりこれが、特にこれぐらい過疎化といいますが限界集落に近い集落が増えてきた所についてはすすね、やっていくべきではないんだろうかとおもいますが、どうでしょう。

ちなみに高齢化の限界集落は、大方が現在9、佐賀が8にも上がってます。17集落が限界集落、3月の初め、1日に調べた、これ黄色い所が限界集落ながです。集計表でいくとね、結構増えてきて。最初は、合併時は4集落ぐらいやなかったかと思んですが、ものすごく増えてきてます。

そうした中で、そこで生活しておる方たちの生活を守るためにも、この付近をしておればすすね非常に優しい町政になるのではないかなとおもいますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員2番、道路行政についての町道管理にかかわる質問にお答え致します。

町内の道路は、議員質問のとおり全町域で500路線、延長においては247キロと非常に長く、自然災害の多発、施設の老朽化、そして動物等による落石も相まって、管理については課題が多いのは現状であります。そういう中でも、町の作業員をはじめ、町民の皆さま方の協力と尽力もあり、安全で快適な維持管理に何とか努めているのが現状であります。

現在、大方地域はまちづくり課で、佐賀地域は建設課で、日々管理をしております。基本的な管理は定期的なものとは日々管理がございまして、定期的なものにつきましては、職員が1カ月に2回程度のペースで巡回をしています。日々の管理につきましては、作業員の移動時の見回りや地域住民の協力、そして職員が現場に向くときにルート確認しながら、落石や陥没の状況を確認しながら対応をしているところでございます。

また、大雨や台風時、その前後にも緊急点検を行い、危険個所の把握と迅速な対応に努めているところでございます。

現在のところ、議員から質問のありましたパトロールカーの購入やそれに伴う人員配置については考えておらず、現体制の中で工夫しパトロールを行い、安全な道路管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やっていないというわけじゃなくて、やっていただいておりますことは分かっています。

その上にですね、やはり今さっき言ったように山間部等については毎日に刻々と変化しておりますし、特に雨のときにはですね、雨の降ってないときに行ったち分かりませんが、竹とかそういうものが枝垂れてくるということもあるようですし、バスが入ってるとこはバスに当たるといふ所もあると思います。それと、地域住民の方たちが町の委託を受けてですね、草刈りとかそんなもんもしておりますし、それは双方がですね、町も地域も一生懸命やっておるんですけども。先ほど言いましたように高齢化がですね限界集落に近くなってきますと、非常にしんどい所も出てくると思います。そうした所の生活圏といいますか、それを守るためにもですねやはりそういう形で決めて、今もやっておられるということですけども、それを職員も出向くことも特に大事ですけども、それよりも私は、そういう所に委託をしてやっていくということも大事じゃないかなと思うんです。そうすれば少ない職員がですねもっとメインの重要な所に対応できるということも考えられますので。経費的には、今ある車を使っていけばいいわけで。それと併せて、人件費は2名分要るかも分かりませんが、そういうことをできる方法を考えたらと。

ほんで草刈りもですね、そこでやりよう人、途中で抜け出していかう苦情もあると思うんです。先立っても聞きましたけども、刈ってきたがを途中で置いて、また別の所へ行きよう。それはそのところが急用なことがあって行ちょうがよという話もしましたけども。そういう所に専門的にやる時にはそこでやっていただいて。簡易ながについてはですね、このパトロールの部分で対応できるがじゃないかな。草刈機もちょっと置いちゃったらと思うんです。

ぜひ、この邑南町ですか。その付近もだいたい似たようなところですので、道路の長さも似たようなところですので。そこでも問題点もあると思いますし、いい所もあると思いますので。

これができるできんは別として、ちょっと尋ねていただくというところはできますか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは藤本議員の再質問にお答えします。

まず初めに、現在の町道維持の管理の変更について少し述べたいと思います。

従来は平成28年度からですね、作業員、大方地区では4人を11カ月雇用しております。で、佐賀地区では、平成27年度までは2人体制、5月からは4人体制で、10月以降2人体制ということでなっておりましたが、4人体制で11カ月の雇用となっております。そういう労力が増えたことによりまして一定のマンパワーが確保され、維持管理について投入できる時間が多くなっております。しかしながら、地域の高齢化とともに草刈り等をなかなか地域住民の皆さまにお願いしていた所がなかなかできない個所もあり、多くの所でそういう作業が入ってきているのが現状であります。

そして、平成28年度から大方地域では1つの路線について業者委託をして、落石崩土等の除去と草刈り等もお願いしているところでございます。一定の人数がそろっておりますので、工夫をすれば今の体制で、十分ではありませんけれども、体制維持ができるのではないかと考えております。

また、町民の力も借り、そしていろんな町民の方々がございます、朝6時ごろから歩いたり、あるいは自転車等で2、30キロ走ってそのパトロールしている方もいますので、そういう方々の協力を得ながら落石等については朝一番に通報を受けて、職員が飛んでいって除去しておるのが実情でございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

なお、管理要綱につきましては島根県の方で取り組みをしているということでございますので、そういう取り組みをしている所もありますので、参考に検討させていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今で十分じゃないけどもやっておると。このことは承知してますので。

なおですね、特に山間部の高齢者で生活しておる周辺の道路についてはですね、そういうけがをしたり車の事故を起こさないように。この付近の町の近くはですね誰が見てもすつとのけたり、そういうこともないわけですけども。山間部の場合には、言いよったように見通しも悪い所で石が落ちてきたりですね、雨なときには竹が下まで来たり、それ避けようためにタイヤを切ったとかいう話もよく聞きます。佐賀で言えば橘川、市野瀬の対岸町道とかですね、伊与木川の奥とか、それから伴太郎とか、奥湊川とか、しだの川とかいう所、特にしだの川の辺りですね、草もふけてきたり。今はだいぶきれいにしてもらうてますけど、舗装が一部くえたりですねしておったのを補修もやっていただいたと思うんですけども、前はですね地元の山林の高齢者の方が草刈りもしておったようです。

福祉タクシーといいますか、タクシーで病院へ行っても、帰りにはもうタクシーが入ってくれんと。縁がりがりになるので、いうことも聞きましたし。そんなことないようにですね、特に山間部の所については、なお一層の注意を払っていただいてやっていただくということでお願いします。

島根県の方についてはまた検討、勉強していただいて、いい所があれば取っていただくという方法でお願い致します。

議長（矢野昭三君）

藤本議員、すいません。

質問の途中ですが、この際11時15分まで休憩を取りたいと思っております。

ご了解をお願いします。

休 憩 10時 59分

再 開 11時 15分

議長（矢野昭三君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者、藤本君。

3番（藤本岩義君）

それでは、続いて質問させてもらいます。

拳ノ川診療所の医師確保についての対応は進んでいるかということ。

26年の3月に小野医師が退職された後は、一時、松村医師が勤務されていましたが、その後は常駐医がいな

く、木俵先生や医療センターの澤田、矢野両先生にお世話になり、不適ながら診療所が運営されております。4月から聞くところによりますと、診療が一日増えるようにも聞いておりますが間違いないでしょうか。

現在は3、4人の先生にお世話になっているので、地域住民も一安心というところですが、望むのは地域医療を行っていただく常勤医です。常勤医探しの現状はどうなっておりますでしょうか。

副町長を筆頭にやっていたいておるとは思いますが、現状はどうなっておるのかお伺いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員ご質問の地域医療についての1番目のご質問の、拳ノ川診療所の医師確保についての対応は進んでいるかについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

拳ノ川診療所につきましては、一昨年の平成27年8月から所長として勤務していただいております常勤医師が、昨年の平成28年1月31日をもって退職をされました。昨年の1月に常勤医師が退職して以降、常勤医師につきましては不在の状況が続いております。

平成27年8月から所長として勤務していただきました常勤医師は、わずか6カ月という短い期間で退職をされたところでございます。このことは医師不足の著しい現在、来ていただける医師を探すというだけでは問題の根本的な解決に至らないということを表しているものと考えております。いずれに致しましても、所長として採用された医師がすぐに退職するということが起きると、拳ノ川診療所に対する風評や評価が下がり、さらに雇用を難しくするという状況が生じていると思っております。

この悪循環を断ち切るためにも、もっと腰を据えた対応が必要であると考えているところでございます。今後も高知県をはじめとする関係機関に支援を働き掛けていく予定でございますが、医師不足の著しい現在、これまでのような来ていただける医師を探すということではなく、この拳ノ川診療所を十二分にご承知いただき、往診も含めて地域医療にご理解いただけるような医師をお願いをするという視点が必要ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、このような視点で医師を探すとなりますと、短期的な視点では困難でございます、中期的な視点に立って探すことが必要であると考えているところでございます。

現在の拳ノ川診療所の診療体制は、常勤の医師の体制ではなく、複数の医師の代診委託によるものでございますが、往診や訪問診療、みとりの対応などに加えて、患者さまの状況に応じて、高知県の医療の中心的な役割を担っております高知医療センターへもつないでいただいているところでございます。常勤の医師を中期的な視点に立って探すことも必要であると考えておりますが、こうした常勤の医師以上のご対応をしていただき多大なご貢献をいただいております、拳ノ川診療所所長であり高知医療センターの澤田先生と、幡多医師会のご協力をいただきながら代診委託をさらに充実させていくことも、医師不足の著しい現在において、現実的かつ最も有効的な方法であると考えているところでございます。

それから、今年の4月以降の診療予定についても若干ご質問がございましたが、4月以降はですね、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日という形でですね診療の予定となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

どういように動いていったかということ聞きようがです。それ相当の努力をされようと思うので、どう

いう努力をして。実際にその現状のままでいいとは私も思うてませんし、現在協力してくれる先生のおかげで、先ほども言いましたように、住民の安心感も相当、ずっと一週間の間に何回もありますので安心されておるとは私も思います。

しかし、あくまでも代替措置でありますので、やはり常勤医探しについてはこの状態で置いておくつもりなのか、それとも常勤医を本腰で探していただくのかということなのです。ある町では、そういう地域医療をやりよう先進地の長野県とか、私、前にもそういうところを紹介しましたが、そういう所を通じてですね探してあるということも聞きますが、その付近もやっておられるんですかね。

前に、当時の西土佐村のときに、黒潮町では疋田先生がおりましたし、そこで西土佐の村長らあたりが来てですね話ししよう中で、地域医療というのは本当に大事じゃと。予防医学も含めて大事じゃということで、そのことに刺激を受けた当時の西土佐の村長はですねいろんなつてを探して、地域医療にやっていただくためにいい先生はおらないかということで探して、最終的に宮原先生いう方ですかね。その方が西土佐に赴任されですね、旧佐賀がやっておることとは若干違う方法で地域医療をやっていただいて、健康医療も含めてですねそういう形をやっていただいたという経過があるのです。

当時とは若干違うにしてもですね、やはりそのことに刺激を受けた西土佐あたりがやりましたし、そういう、ほんとにやる気で探していくのであればそういうことも今一生懸命先生らがやってくれてますので、そうやってくれよう間にですね、やっぱり一生懸命町も探していくべきだと思うんですが、それはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

医師の確保の関係につきましては、高知県、それから国保連合会、そして土佐市の方の宮崎先生の関係の方なども含めてですね、いろいろとお願いをしてきたところでございます。しかしながら、皆さんのお話の中でもですねなかなか難しいというようなご返事もいただいたところでございます。

平成18年まで長期間勤務していただいた疋田先生の後ですね、19年度から22年度までの4年間を花田先生に勤務をしていただきました。その後、それ以降の常勤医師というのはですね、平成23年、24年度の2年間の先生、そして25年度の1年間の先生、そして27年度に6カ月の先生という形で、もうここ最近3年以下の常勤医師の方が退職するということが続いております。

先ほども申し上げましたが、このような状況も含めまして医師不足の著しい現在、これまでのような来ていただける医師を探すということではなくて、この拳ノ川診療所を十二分にご承知いただき、往診も含めて地域医療にご理解いただけるような医師をお願いをしていくということが必要ではないかというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

おっしゃるとおり、そういう人が大事ながですけども。

それを探するためにどういう方法を取ったかを聞きようがです。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど冒頭にも申し上げましたように、高知県、それから国保連合会、土佐市の方を含めましてですね、それぞれ何回かずつお願いに伺ったということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

それではね、やっぱりまだ。通常によその町村がやりようと同じことだと思うんですよ。

やっぱりその付近は県内だけではなくですね、そういう先生らのつてを利用してやっていただく。また、あるいは地域医療の先進県あたりの所に紹介でももらいながらですねその所行って話を聞きながら、そういう情報を早めに仕入れていくということも大事ですので。予算化の方もその特別予算を組んでいうことで、その付近は対応できるということでしたので。そこはやっぱりもうちょっと足を運ぶというんですか、やっていただくということは大事です。やってはいただいではおるとは思いながら妙に心配をしてますので、ぜひその付近も含めてですね今のことに甘んじることなくやっていただく。今の先生方も相当無理して高知の方から通うて来ていますので、事故とかなければいいなといつも思いながら感じておりますので、ぜひ早いうちにそういう常勤医の地域医療をやっていただける方を探していただく。全国の中には 1 人、2 人はおるかも分かりせんので、そういう探し方をしないといけないと思います。ターゲットを絞って探しておるということも聞いておりましたので、その付近どうかと思っております。

これ以上は言いませんが、医師探しは大変だと思いますけども、ぜひ頑張ってやってください。

次へいきます。医師の不在時のみとりはどのようになっておるかということですよ。

私も拳ノ川診療所の患者ですので時々受診に行くんですが、そこで夜間等が不安だと、住民の方から訴えられました。常勤医はどうなっているのかという先ほどの話です。また、もう相当前になりますが、疋田先生の時分ですけども、先生が何日か不在のときに高齢の患者さんが亡くなりました。高良先生に来ていただいて診療してもらったんですが、生前の容態が分からないので診断書がもらえず、警察の検死になったようです。しかし、警察の検死になりますと対応が全然違ってくるので、亡くなった方の尊厳といいますか、そういうことが奪い取られたような感じがしたと。見ておった方は、そういう思いを述べておりました。

拳ノ川診療所として今の現状が続くとすれば、どう対応していく計画でしょうか。

3 月 9 日の高知新聞にこんな記事、一面トップに載っておりましたけども、4,968 床、30.6 パーセントの病院の病床を削るとありました。ということは、慢性期の患者さんが退院を余儀なくされ、地域に帰るといことになります。保健予防疾病治療公医療更生医療、地域住民に対して社会的に適応し実践するという地域医療、また、支える医療が大事といわれています。我々の団塊の世代が 75 歳になる 25 年問題ともいわれておりますが、拳ノ川診療所では 3 月 1 日の人口集計による限界集落が 5 集落と増加してきてます。この先ほど見せた黄色いあれのように。ですから、この地域は今の問題ながです。どこで死にたいか。

厚生労働省の人生最終段階における医療に関する意識調査を見ますと、自宅で 71.7 パーセント、医療機関は 19.0 パーセントとなっております。しかし実際には、病院が 78.4 パーセント、自宅 12.4 パーセントです。町は、やはり 2025 年問題も含め真剣に取り組む必要があると思いますが、どうでしょう。

この付近はどういう現状の医療体制で臨んでいくんですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員ご質問の地域医療についての2番目の、ご質問の医師不在時のみとりについては、通告書に基づきましてまずはお答えさせていただきたいと思います。

拳ノ川の診療所では、平成28年度に2件のみとりがございました。2件とも医師不在時でございましたが、緊急時、急変時の対応を前もって確認しておりましたので、管理者である澤田医師に連絡を取り、指示をいただきながら看護師が対応したところでございます。最終的な死亡確認は、医師が患者さま宅へ到着してからとなりますが、医師にはその日の勤務時間での勤務場所での調整をしていただき、勤務地を離れることが可能となれば、患者さま宅へ向かっていただけることになっております。多少の時間がかかることもございますが、可能な限り最短の時間調整をしていただいているところでございます。

在宅でのみとりは、日ごろからから患者さまとご家族、そしてかかりつけの医師や看護師といった医療従事者が、信頼関係の中でよく話をしておくということが最も重要なことと考えております。家で最後を迎えたいという患者さまと、それに応えようと家でみとるという覚悟をするご家族の思いを、医師や看護師が支える診療体制をこれからも続けるいけるように努力してまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

みとりというのは一番、人生最期のときですので、大事であるということは思っています。

ほんとに今言うように、この4,900床が地域にもんたときにいろんな問題が出てくると思います。診療所の先生のご無理を言って今やっておられるということで。その付近は受けておられる患者さんとの家族との連携とかいうことも必要だろうと思うんですが。

一つ提案なんですけども、現状のままですと続くとしたらですね、近隣の病院、窪川であればくぼかわ病院と大西かな、病院ですかね。その付近とも協議をしてですね、電子カルテ化をしてからじゃないと難しいかも分かんませんが。病状把握とかそういうものをできるような体制とかいうことしておいてですね、契約の中でそういう方法が補えんかなと思うんです。高知におる先生がこちらへ来られるとなると、どうしても朝方になったり、日曜、祝日などもあると思いますので。

その付近も含めて、検討される余地はないですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

医師法に第20条というのがございまして。ちょっと読み上げさせていただきます。その適切な運用についてという通知の中の文書でございますけども。

診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には死亡診断書を交付することができる。このような条文に対する通知がございます。



このことは、基本的に診療を先生がしていないとですね死亡にはなかなか対応できないというようなことだ  
というように、私どもは理解しているところでございます。

今ご質問にありましたことについて可能かどうかはちょっと今後検討させていただきたいというように考  
えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

現実的に今言うた医療法の 20 条のただし書きの適切な運用については、平成 24 年に厚生労働省の方から出  
てると思うんですけども。この扱いというのは今おっしゃられたとおりですけども。

診療中の患者じゃなかったらですね、検案書になると思うんですけども。警察とかそういう所にやらなくて  
もですね、診断をすれば検案書は出せると思うがです。だから、その付近は診断書じゃなくても警察の検死と  
かじゃなくてですね、検案書でも出せると思うんです。だからその付近も検討していただいてやっていただき  
たいと、そういう協議を検討していただきたいということです。

私も十分、医者じゃありませんので分かりませんが、いろいろ方法はあると思いますので、対応できるがや  
ないかなと思います。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、基本的には今後ちょっと検討させていただきたいというように思っており  
ます。

ただ、医師法 20 条にはですね罰則の規程もございまして、そのへんも含めて検討をさせていただきたいとい  
うように考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

そういういろんな誤解がある可能性があるから、平成 24 年に医療法の第 20 条のただし書きのことについて  
こう通達が出てきてますので、その付近も研修していただいて。踏まえてやれる方法を考えていただいたら、  
地域の方はある程度安心するんじゃないかなと。ただし、ご家族の方とのいろんな最初にお約束事といいます  
か、そういうこともしてないといかんとは思いますが。特に山間部の限界集落が 4、5 集落もある拳ノ川診  
療所の管内ですので対応をお願いします。

それでは次へ移ります。これも前に質問させていただいてですね検討していただいた件ですが。

以前にも質問しましたが、観光や災害時に活用できる Wi-Fi 整備が、本年 1 月 6 日の高知新聞によるとやっ  
と総務省の補助事業となり、全国で 2020 年までに 3 万 1,000 カ所を整備するとしております。また、県内は現  
在の 70 カ所から 439 カ所という話も載っておりますが、黒潮町でも乗り遅れないように対応しているの  
でしょうか。

災害が起きると、各学校などに避難場所の多くに被災者が避難します。災害時には携帯電話の基地局が故障

する可能性もあります。現に昨年4月の熊本地震では、一時数百以上の基地局が停止し、携帯電話がつながりませんでした。そんなときにもWi-Fiが完備されていれば、家族との安否確認や、支援物資の情報を手に入れやすくなります。

また、観光面でも、地元の飲食店や宿泊所探しや、観光案内にもスマホやタブレット、パソコン等が活用でき、新たな交流人口も増加し、また、SNSの活用で黒潮町のPRも広がると思います。また、してくれると思います。

学校などに設置した場合、将来はタブレット活用による電子教科書なども利用する教育なども有効だと思っております。現在はどんな状況でしょうか。

お伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の、情報基盤についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、総務省は、2020年に向けた公共的な観光・防災拠点におけるWi-Fi環境整備の考え方を明らかにしております。

その中で、公共的な観光・防災拠点におけるWi-Fi環境整備については、日本再興戦略2016年において、外国人旅行者等が観光・災害にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所について、国が本年中に作成する整備計画に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進するとされているところでございます。本年中というのは、平成28年中のことでございます。

さらに、Wi-Fi環境は全国の教育現場でも必要とされており、総務省では教育の情報化を図ることに加え、防災拠点としての機能を強化することを目的に、避難所、避難場所に指定された学校におけるWi-Fi環境の整備を積極的に推進していく予定でございます。

そのような状況も踏まえて、平成29年度当初予算では防災拠点および観光拠点向け公共Wi-Fi導入作業費1,550万円を計上させていただいているところでございます。

整備予定個所数としては21カ所でございます、防災拠点を中心に計画をしております。

平成30年度以降の整備計画につきましては、防災インフラとしてすべての個所に、すべての個所と申しますのは115カ所を候補地として選んでおりますけれど、そのすべての個所に整備されることは望ましいことではありますけれど、観光振興目的としては、平時の利用がほぼ見込めない個所もあることから、すべてへの設置は費用対効果の観点から考慮すると実施すべきではないと考えております。

整備初年度となる平成29年度の実績を参考にしながら、個所数を絞り、継続的な整備を2020年度まで実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

当初予算のときも若干聞きましたので、非常にうれしいことですし、これがどういう形で活用されるかは今から先でないとは分かりませんが。

想定できるのは、この間も津波サミットの会場にはなかったのを急ぎよ付けられたようで、外国から来られた方などはそれを活用されたんじゃないかなと思ってます。

災害が起きるとほんとにつながりにくくなりますので、そんなときにも Wi-Fi が整備されておればスムーズにいきますし。設置場所はどこを大体やられておるんですかね。普段のときには観光に使うていただくというのが一番いいと思いますし。そうなると、観光の入野の海岸とか、その付近にらにも必要になろうかと思いません。

ところで、その災害の分も兼ねておるとすればですね、停電のときはどのような対応をしておる Wi-Fi 対策でしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

まず、場所についてでございますけど、21 カ所。

まず、小中学校。これは休校中の学校も含めて小中学校、高校で 14 カ所となっております。それから保育所関係が 3 カ所。そして黒潮消防署、保健福祉センターこぶしと、それから役場本庁支所で 21 カ所でございます。

それから停電のときの活用でございますけれど、今度整備計画している Wi-Fi 機器につきましては電気でございます。災害時のこともありますけれど、通常時の活用も観光を中心に考えておまして、停電のときに対応できるような、例えばソーラーというふうな対応の機器ではございません。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはり新聞に載っておったのは災害対策 Wi-Fi の確立。利用するのは今言いつたように、観光とかその他大いに普段のときには災害いっつも起きるわけじゃありませんので、利用することは結構ですが。

やはり災害時に使うとなればですね電源がないということを想定しなくては行けませんので、少のうてもソーラーとかそういうのが一番いいわけですけども。それがないとすればですね、通常の場合にはリチウム電池あたりに充電できるような機器というかね、そういうとこ使うてもろうてもですよ。しないと、発電機から引っ張っていくというようなことじゃないと思うんですが。

それは一考する考えはないですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、当初予算に先ほど申し上げました予算を要求しているところでございますけれど。

現在のところ、予算の策定の資料としては、先ほど申しましたように電源を持って、電源が活着しているという状況での整備の分ではじております。

それに加えて、先ほど藤本議員がおっしゃたように非常電源も兼ねた整備になりますとですね、もう少し費用が大きくなる可能性もありますので、先ほど申しましたように平成 29 年度事業実施する段階、これ初年度でございますので、その中でさまざまな課題についての検討を今後していきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

一般活用であればね、100 ボルトの電源が来ておる、これはまあ常識といいますか、そういう状況で現在はあるんですけども。非常時にはそういうことがありませんので、まず切れると思うちょかないきませんので。非常時の災害対策 Wi-Fi ということをメインに、主力を置いて観光とか学校に使うていくという考え方であれば、やっぱりこれは一考するべきことかなと。来年度の分のはめるがについてはそういうことを考えるということですけど。まあ入れ替えはそういうところをかまんところと入れ替えすることはできると思いますので、ぜひそのことはですね検討していただきたいと思います。

ちなみにこの回線というのは、どういう方法で設置するんですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、続けて藤本議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

現在計画しているのは、光回線を使った配備を考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

光ケーブルが入っているとこということで。

これは IWK の通信には影響を受けないということですね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では引き続き、再質問にお答えしていきたいと思います。

トランジットの関係やと思うんですけど。まったく関係しないわけではないですけど、調整し合いながらいくような仕組みを作っていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

なぜこのことを聞いたかといいますと、先立っても言いましたが、非常にスピードが遅くなって困っております。これに Wi-Fi をつなぎますと、画像とかそんなのをスマホで撮られますと、ほかの実際に仕事をしておられる方とかそういうのは止まる可能性があります。現在もよく止まりますので。だから、これを増やすとすればですね、この事業の中である一定の回線を確保しながら、逆に言うたら、使いよらんときには IWK にも充実できればなあと思うて質問させていただきました。

その付近は考えておられますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

一応、いわゆる IWK の運用している特別会計とは別途一般会計の方ですね、この Wi-Fi の件の予算を分けて組み立てておりますので、基本的には別のやり方をしていきます。

ただ、運用の中でさまざまな工夫はしていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひね、もったいないです。使っていないときには使える所でうまく共用する。いざいざの、ある一定のスピードから落ちてきた場合には、もうそちらはそちらで。IWK は IWK でできる方法はあると思いますので、ぜひ運用までにですね十分検討していただいて実施してほしいと思います。

若い世代の方たちが本当にこれは喜んで、黒潮町を魅力ある町として、また SNS 等で発信していただけるものと思っておりますので、期待しております。

以上で質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 50 分

再 開 13 時 30 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

それでは一般質問をさせていただきます。

私が今日させていただく質問内容は、集落活動センターについてということでございます。

もう皆さんご承知のとおり、今、黒潮町は集落活動センターの事業を一生懸命立ち上げて推進していただいているところですが、私、今日この質問をさせていただくに当たって 2 点ほど考えてまいりました。といいますのは、ここの項目に付いているのは集落活動センターについてということなんですけれども、こういった補助事業についてということを考えたときに、この質問事項というのは、このように地域にですね施設を建設したりとか備品を購入したり、それから講師を派遣したりして、それからいろんな勉強をしていただいたりとかいうふうなことというのは、この集落活動センターの事業だけに限ったことではなくって、各課にまたがった内容だと思っています。ですから、一つの例題として、今回集落活動センターの補助事業ということを挙げて、全体のこの補助事業に対する取り組みの流れというのをもう一度ご確認いただきたいなという思いがありまして、用意をしました。ですから、自分の担当の課の問題ではないなと思わずに、少しお耳を傾けていただきながらご答弁をいただけたらというふうに考えております。

それではまず、町内で稼働している集落活動センターというのは、北郷、それから北部、蜷川の 3 地区でございます。そして、来年度の当初予算にも出ているところですが、蛸瀬川地域の 1 センターを合わせて本町で 4 つの集落活動センターが、29 年度には活動が始まっていくというような状況にあると思っています。

それで、このセンターを立ち上げていく、それから運営をしていくという部分でですね考えると、それぞれの集落の様子によってそれぞれに特徴がほんとにあるなと思います。このたった 4 つの集落活動センターの取り組みを見ましても、ほんとに違っています。それぞれの所の地域性に合わせて事業を組み上げて、話し合いをされて、そして実施されているというのがところだと思います。その間にですね、職員の方はまずもっていろいろなことを地域の人たちと話し合いながらですね、どういうふうな支援ができるのか、そして地域の方々が何をお望みなのか、そしてどういうことをこれから将来に向かってやっていくために頑張ろうとしておられ

るのかということですね、職員が聞き、そして集落と話し合い、その結果を基にしながら新しい事業の組み立てをして県に要望し、そして、晴れて予算を挙げて事業化になるというものでございます。この仕組みというのはすべて、どの補助事業でも同じようにありますので、特にこの集落活動センターのこの事業が特別なものではないというふうに考えています。

そのときにですね、やはり私が一番思うのは、職員の皆さんほんとにいつも忙しいと思います。ほんで、また今年度は大きな事業が目白押しでしたので、大変忙しい思いをされたのではないかなとは思っているんですけども。住民の方々とこうした一つ一つの小さな補助事業、大きなお金の動く事業、いろいろやっていく中でですね、その情報のやりとりと、それから自分たちの状況を理解していただくこと。そしてまた、相手の立場を思いやることというようなことを共通認識を持ちながら進めていかないと、せっかくやっていただく仕事、せっかく進めている大切なその取り組みがですね、やはり、結果的にできるのであれば、やっぱりありがたいという言葉でスムーズに走り出したい。そんな思いを持っています。ですから、ちょっとそこらあたりの集落との間のかかわりですね。そういうものをどのようにお考えになっているのかなということも気になっていました。

それから、特にですねこの集落活動センターの取り組みというのは3カ年というふうに、その予算措置がされる部分についてはもう3カ年です。人件費、それから工事であったりとか改修であったりとか、そういったものはすべてその3カ年のうちに仕上げていかなければいけませんし、3年が過ぎますと、もう今のようにですね集落支援員というような方はもう付けることはできません。また別の形で、今取り組んでいます地域おこし協力隊というような方がですねおられれば、その方がご支援をしてくださるということもあるかもしれませんけれども。

この施設というのは3年間で立ち上がったら終わりというものではなくて、その事業投資が終わってからが本格的な稼働ということになります。そこが一番、私は大事じゃないかなと思っていますので、財政措置がある、それから人員的な配置もあるという時期を過ぎたからが本番というふうに思っています。そのあたりをどのように考えられているのか。ほんとに今の集落、それから集落で動き出しますと、支援員の方もいらっしゃる、それから会にはですね役場の職員の方も夜の会なんかにも出てきていただいています。だんだん施設が増えれば負担も大きくなってきますので、そこらあたりの取り組みも少し心配があるなと思って出さしていただいています。

そして、総合的に見てですねこの集落活動センターというのは、やはり国の地方創生の大きな柱となっております。高知県の27年度版でも知事の仕事の基本目標というのは挙げておられますし、その中には、コンパクトな中心地と小さな拠点の関連性によって地域を守っていく、集落を維持していくというふうな取り組みになっています。それが本町の場合であれば、やはり基本項目の4にあるようにですね、集落活動センターの開所数は31年に4カ所にということでございますので、来年度4カ所動くようになれば非常に早いペースでこの目的を達成されておられるということになるのかなと思います。

ですが、これを具体的にまたこれからどういうふうにお進めになっていくお考えがあるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の1番、集落活動センターについてのご質問にお答えを致します。まず、集落活動センターの概要についてでございますが、集落活動センターは地域の皆さんが主体となって、

旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材を活用しながら近隣の集落と連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じてさまざまな活動に取り組む事業となっております。

中山間地域におきましては、高齢化や人口減少に伴う地域活動の担い手不足をはじめ、耕作放棄地などの増加などさまざまな課題に直面をしているところでございますが、その一方で、集落への愛着や誇りを感じながら今後もここに住み続けたいという思いを持つ地域の皆さまが多数おられます。地域の皆さんのこういう熱い思いを実現するために、地域が抱える課題を解決する手段として、集落活動センターの推進に取り組んでおりまして、黒潮町では高知県とも連携をしながら、その活動に対して支援を行っているところでございます。

集落活動センターに対しての補助は、議員も先ほどおっしゃられたように開所から3年間となっております。3年間で経済的な活動をベースに、地域でお金が回る仕組みを確立しながらセンター運営の安定化を図っていくこととなります。

支援につきましては、集落活動センターの整備事業および人材導入活用事業を行っておりまして、整備事業につきましては、当初掲げた計画を実行するための拠点となる施設の整備や改修、機械設備の購入や体験交流イベント事業の支援などの補助が受けられます。

また、担当職員の増員とのご意見もいただきましたが、本事業につきましては人材導入活用事業を導入し、集落支援員や地域おこし協力隊を配置しているところでございます。

地域おこし協力隊は、地域に入って、その地域の活性化に資する業務に従事する方、また、集落支援員は集落活動センターの業務に従事する方で、地域おこし協力隊が集落支援員を兼務する場合もありまして、集落活動センターの運営、管理や地域活動の支援、集落活動センターの立ち上げ支援のために業務を行っているところでございます。

平成28年度は、蜷川地区におきましては、センターに運營業務1名、蛸瀬地区では立ち上げの支援業務として1名、佐賀北部地区には1名の合計3名が従事しておりまして、29年度につきましても、蜷川地区および佐賀北部地区は引き続き運營業務としてそれぞれ1名、蛸瀬地区では立ち上げ支援の1名が3年間の協力隊の任務を終えますが、新たに運營業務に従事する支援員、協力隊1名として、町全体で合計3名を雇用する予算を計上しているところでございます。

集落活動センターは、地域の課題は地域が主体となって解決するという考えの下、取り組む事業でございますので、町としましては財政支援や活動の推進役として集落支援員の導入をしていますが、今後も町の担当職員とともに高知県産業振興推進部から地域支援企画員のご支援もいただき、現在の人員での事業推進を続けていきたいと考えております。

各集落活動センターの今後の活動としましては、まず、当町で最初に開所しました北郷地区につきましては、平成26年度に補助事業を活用した施設の整備が完了をしております。補助事業完了後は集落支援員を設置せず、地域が主体となって取り組む活動を継続しております。これまで、女性のトラクター教室や、しめ縄づくり教室など、イベントを開催し地域外との交流も図ってまいりましたが、経済活動の基盤となります就営事業につきましては、地域でお金が回る仕組みの確立にはまだ至っていない状況でもございます。

現在は、毎月定例会を開催し、あったかふれあいセンターと連携しながら地域の交流イベントを計画しております。29年度につきましても地域の支え合いの拠点として活動を続け、ウォーキングイベントや納涼祭などの実施を予定しているところでございます。

次に、本年度開所しました蜷川地区についてでございますが、運営主体でございますあいの里蜷川では、蜷川地区地域づくり計画に基づきまして、女性グループが中心となり、宿泊事業や交流体験事業、またモーニ

ング事業を行っておりまして、本年度は宿泊施設でございます旧蛭川小学校について、利用客の利便性向上を図るため、お風呂やトイレの増築、厨房施設等の改修工事をしているところでございます。

29年度は厨房施設に調理器具等の整備や、PRや誘導のための看板設置を計画をしております、改修工事と備品整備により充実した施設を活用し、スポーツ大会や合宿時の受け皿としての活動を目指しております。

また、当初活動計画にありました特産品開発につきましても30年度中の実施を目指しております、そのための準備を今後進めていくこととなります。

最後に、平成29年度に開所予定の蛭瀬地区についてでございますけど、集落活動センターの運営組織の体制としまして、現在、集落活動部会、安心安全部会、農林水産部会の3部会を予定しております、地域コミュニティの維持および地域経済の活性化を目指し、それぞれの部会がさまざまな活動に取り組む計画となっております。

各部の取り組みを簡単にご紹介致しますと、集落活動部会は地域おこしや伝統文化の保存と継承のため、既存の地域の取り組みであります、地域の秋を楽しむ会などの地域交流イベントの実施や馬荷冷泉の活用の検討を行ってまいります。また新たに取り組む活動としまして、宿泊所の運営や喫茶等の運営なども計画をしているところでございます。

安心安全部会では、地域支援活動や健康づくり活動に取り組み、農林水産部会では、特産品づくりや販売の実施、耕作放棄地の解消に取り組む計画となっております。

1年目となります平成29年度は、宿泊所や喫茶等を展開する施設として旧馬荷小学校の改修工事を計画をしております、平成29年度当初予算におきまして改修工事費と設計管理の委託費を計上しているところでございます。

29年度中に宿泊所運営や喫茶の運営等について旅館業の営業許可等の実施体制も整え、30年度の運営のための備品等も整理をし、30年度途中からの運営も目指していきたいと、このように考えております。

以上が、黒潮町内の各集落活動センターの取り組みとなっております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

大変詳しく各集落活動センターの取り組みもお話いただきましたので、現在行われているこの集落活動センターの状況というのがよく分かりました。そしてまた、これから取り組んでいくことになってます蛭瀬の未来像というものを今ご紹介いただいたとおりだと思います。

私がおね、少しこの質問をさせていただくに当たって、こうして事業をたくさん計画を立ててやっていくんですけど、それまでに至るその職員と、それから地域のつながりというのは、うまく回ってるんですかっていうところを少し気になっているんです。どんな事業でもそうなんですけど、役場の答えは、まあ役場がおね、経済活動ができて、税率が多くて、どんどんどんどん好きなようにお金が使えるというような私たちの町ではありませんので。どうしても補助事業でこうしていろんなことを回して行って、それから集落づくりとか、役場の運営、それからもう大きな事業としては防災とか、たくさんいろんなことを私たちの町は取り組んでいくわけです。

で、一番気になっているのは、ほんとはちっちゃなことなんです。以前も私、この席で申し上げたことがあるんですけども、ほうれんそうのお話もさせていただきました。若い方にほうれんそうだよって言ったら、ほうれん草が次の日に机の上にぼーんとあったっていうお話からですね、ほうれんそうはそうじゃないですよってというお話を以前さしていただいたことがあると思うんです。また、そのことが少し気になったりしてい



るんです、実は。

それと、前回お話ししたそのほうれんそうの話は、実はその職場の中での関係というようなことをテーマに大事なことではありませんかということをお話しさせていただいたと思うんですけども。そして、それがそういうことを行うということは、住民の皆さんとの対話があって庁舎内でのお話がある、ご相談がある、報告がある。そうしてできたことを、今度まだご相談だったその住民の方にやっぱりきちっと、今こういうことになってるんだよねって、いただいた意見はこういうふうなことであって、中で話し合ったらやっぱりこういうふうにできるんですよというようなことをね、細かいことですけど、きちっとお返しになるということは大事じゃないかなと思うんです。で、そうしないと、せっかくこうみんなが一生懸命やっていこうって思っている、それから、もしかしたら自分の、例えば道に穴が開いていればその道の穴をよねすぐにでもやってくれるのかなと思うたら、いつまでたっても返事が来ないとかね。で、しばらく怒られてから穴を埋めて。そういうんじゃないかって、やはりそのスケジュールを立てて、スケジュールを共有しながらそういう補助事業というのは進めていかれるということが、私は大事じゃないかなと思うんです。ですから、そんなに難しいことではないと思うんですが、気働きというのは非常に大切ではないかなと思うんです。それがね、忙しい忙しいっていう気持ちの中で、何かこうだんだん住民の皆さまとのやりとりの中で忘れられていってる、まあ忘れてはいないとは思いますが、少し思いやる気持ちが自分のことで一生懸命になっちゃって、お忘れになっている部分が、手薄になっている部分があるんじゃないかなということを感じています。

住民の皆さんがいろいろな意見を届けてくださるというのは、ほんとに私大事なことだと思いますし。届けられる人より届けられない人の方が随分多いと思いますので、どんな小さなことでも行政に話を挙げてきて、こんなことを思うんだけどって言うだけだけでも、そういう頼られる庁舎、職員の皆さんの姿勢っていうのはね、すごく大事だと思うんです。それは中にはですよ、これはどうかなという要望もあるかもしれません。ですけど、それはきちんとして、今この要望についてはすぐにはできないし、これは町全体として見るとよね、なかなか要望には応えられませんよとかね。いろいろな結果は付いてくると思うんです。ですが、それをこう話し合いもなく、説明もなく、しばらく放って置かれると、住民の心の中にはその役場の人たちに対する信頼感というものだんだんだんだんこう薄れていってしまっていて、大事なときにご協力いただけなかったりとかね、それからいろんなところで不理解があるのでこじれてしまったりとかね。やっぱりそういうことっていうのは往々にしてあると思うんです。だから、そういうことを私たちはすごく気を遣いながらやっぱり、こういった補助事業とか、いろんなお仕事をやっぱり進めていかないといけないと思います。

ほんとにね、大変だっていうのはね、私ももうここに立たせていただいて17年ぐらいになりますので、その最初のころからの役場の仕事量とですよ、今の皆さんが担ってらっしゃるその仕事量の違いというのもね、よく分かります。ですけど、住民お一人お一人の生活というのはやっぱりどんな時期でも変わらないです、それからそういう方々に思いをこう寄り添いながら仕事をしていただきたいというのが、この質問の趣旨なのです。ですから、ここに集落活動センターという、その地域の人たちが自分たちで一生懸命集落を守っていかうとする、そういう気持ちの大切な時期にですね、やはりその職員さんがお互い向き合って共に考えていくということ。そこで、もちろんその気持ちを持ってはいただいていると思うんです。ただね、その事業の進め方というのは、住民の方は分からないですよ。やっぱり県への申請とか、それからそれまでの事前の準備とか、そういうことはやっぱり役場の職員さんがやっていかなきゃいけないことですよ。そこらへんを、今こういう段階だからこうなんです。それから、少し今ちょっと止まってるけど、今こういう事情で先に進んでないんですよとかね。そういうことをね、一緒にやらないと。

よくね私気になるのは、この事業はね、住民主体の事業だからねっておっしゃるんです。けど、住民主体の

事業というのは、住民が活躍する場をつくる事業ですよ。そして、そのためには行政が施策としてやっぱりきちっとそこを押さえて、この事業は町にとってやっぱり重要な事業ですし、それから集落がお元気になられるということは町が元気になるということですので、そのことは私、職員さんには責任があると思うんです。ですから、これは住民が主体だから、住民の主体だからということでやるんじゃないかって、これは我々の仕事なんだと。住民の皆さんがご活躍できる場所をつくるのは、自分たちのこの事業申請があって、それからそれぞれの関係の国の事業の認可だとか、県の事業の認可だとかそういうものをもらって、皆さんの元に届けるといふ。その間の仕事はね、絶対役場の仕事なんですよ。誰もできない。だから、そこをやはりきちっと意識して、私は仕事をしてもらいたいというのを、先ほどこ聞いたんです。うまくいってますかっていうことは、ほんとにそれをちょっと心配してます。実は、それが再質問の一つと。

それからですね、次は集落活動センターの事業自体なんですけれども、さっきお話がありましたけど、私ほんとにこの事業というのは、もう今まで我々の地域がですね喉から手が出るほど欲しかったという事業なんですよ。もう今まで思いはたくさん、何回も何回も計画をしてきました。こういう事業を入れたいねとか、それからこんなことしたいねとか言っても、やっぱり集落は、まち・ひと・しごとのプランの中にも人口分布のがありましたけれども、2020年だと高齢化率が49パーセントぐらいになるんですかね。黒潮町も。2040年か。2040年に49パーセントぐらいに高齢化率上がってきますよね。そうなったときに、一人の若い人たちが一人の高齢者をやっぱりこう見ていかなきゃいけないというような時代が来るときにですよ、集落の今の足腰を強くして、それから、私いろんな所へ行かしていただいていますけど、ほんとにねそういう所に出てきてくださる方々、特に高齢者の皆さんはお元気です。ほんとにうらやましいなと思って。私たちがこれから将来、こういう元気な方の後に続いていかなきゃいけないなというふうに学ばせていただけるんですね。ですから、今その足腰が立つようなこの事業に、さまざまなことにお金が使えらるというのは、ほんとにありがたい事業だと思っています。これを入れることによって、地域の人たちは、ああ、自分たちはこう頑張っていけるんだとかね、支えてもらってるんだとかね、そういう意識がこの事業を通じて集落の方々に生まれてくると思うんです。ただ住民主体で頑張れ頑張れ頑張れって言うても、やっぱり目の前に支援の策の成果があるということは、随分励みになります。ほんとにこの事業は、私たちのようなこういう高齢化率も高くなる、少子化も進んでいくという地域の中で、やっぱり自分の集落で暮らし続けるためにやっぱり必要な事業だなというふうに思って、とても感謝しています。

ですから、先ほど総務課長のご答弁にありました4センターの取り組みがあったんですけど、この一番最後の本町の取り組みはこれからどのように進めていかれるんですかっていう部分についてはですね、4つの集落活動センターで黒潮町はもう完結するのかなということも併せてですね、ご答弁いただけたらと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは坂本議員の再質問にお答え致します。

坂本議員からは先ほど、私たち職員にとりまして住民サービスを行う上で本当に大切な部分をご指摘いただいたと感じております。

今回、集落活動支援センター、これはあくまでも集落の活性化が一番やと考えております。それで議員からは地域の方、また職員との信頼関係とかいうふうにおっしゃられておりました。まさしく、現在進めておりますこの集落活動センターにつきましては、高知県の地域支援企画員、また黒潮町の担当職員、また集落支援員が、地域住民との信頼関係を築きながら連携を十分取っているところでございます。それが若干不十分などこ

ろもあったかも分かりませんが、今後はその付近をさらに深めていきたいと思います。それには特に、私も含めてですけど地域の方に足を運び、地域住民からの願いというものを酌み上げていくということが重要であると考えております。

現在、地域おこし協力隊、集落支援員の方々につきましては、月1回、この本庁の方に集まっておきまして定例会を行っております。その中で、各集落活動センターでの内容等情報交換もさせていただいております。その中で、実は私とこのセンターではこういう悩みがありますとかいうものがいろいろ出てきます。それをまたそれぞれの委員でまた話し合っ、より良い方向にもまた進めていきたいというふうにも考えております。

今回、3年間の補助事業を入れる蛸瀬はありますが、この補助事業をいただく前提として、県の方でもですね将来にわたって市町村の支援体制が整っているということが条件でございますので、町としまして、3年間で終わったからあとは地域でお願いねということにはならないと思います。そのことは十分肝に銘じて進めてまいりたいと考えております。

それと、集落活動センターは現在あったかふれあいセンターと同様、中山間地域での小さな拠点であるというふう位置付けております。住民の暮らしを守る重要な施設として考えているところでございます。ですから、今後4つの活動センターの計画が終われば終わりかというふうにご質問ございましたけど、今後、現在進めておりますあったかふれあいセンターとの関連も含めてその付近は十分検討をして、必要があればまたそこで検証して計画もしていくというふうになろうかと思っております。

現在のところは、この4つの所でうまく活動を続けていけるように支援することが重要だと考えております。以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございます。

本当にこの3年間の経済的な支援が終わってからの勝負だと思います。

それはひいて言えば、黒潮町内の集落がそうしてずっと維持し続けていける、そこで皆さんが暮らし続けていただけるということが確保されたということになると思うんですね。やっぱりこのことが私は一番大事なことでと思いますし、そのために集落活動センターの事業やあったかふれあいセンターの事業が黒潮町の政策としてしっかり町内で位置付けていくことが大事だと思います。ほんとに言われるとおりにだと思いますし、3年間の支援が、具体的には県の財政支援が終わるわけですけども。そうなった後、やはり黒潮町にもその責任というのが問われますし、また地域の方も、いつまでもやる気を持って頑張ってもらえるような、そういう気持ちというのが萎えないように、やっぱりその気持ちをつなげていくのが大事だと思います。ぜひそういう点にですね、本庁の職員の皆さんのご努力をお願いしたいと思います。

それと、先ほどご紹介ありました集落支援員さんとか、それからふるさと応援団の方ですね。今年も地域おこし協力隊の方々を今年も雇われて、各部署にですね行っていただくということになっています。ほんとに今、私もですねいろんな方とお付き合いをさせていただくに当たって、ほんとに素晴らしい方々が来ていただいていると思っております。よくぞ黒潮町を選んでいただいて、ここで集落のためにですね、いうたら見ず知らずの土地に来て、一生懸命こうして集落のために頑張ってください。その思いに大変ありがたいなと思います。ですから、私たちは少しでも、そういう方々がここで暮らしやすくて、そしていつまでもこの黒潮町のために自分も頑張ろうというような思いを持って居住し続けてくださることがほんとにありがたいことだと思います。私

も身近な方がいらして、とてもご立派な方で、何て言うんですかね、優しい、地域を思い、自分たちが地域を知る以上に、本当に地域の勉強をして取り組みをしてくださってます。これはね私たち頭が下がるほど、ほんとにありがたいなと思ってます。ぜひ、こういう黒潮町に来られるいい流れですよ。そういう流れをこれからもぜひね、続けていっていただきたいと思います。それは何よりも、地域に来られた方を地域が大事にしていくことだと思うんです。よそから来れば、本当に周りにはもう知らない人ばかりで、どなたを頼っていいの分からないというような状況だと思います。その中で一つ一つの人脈を広げていかれて、自分が任された仕事をこう頑張ってやっていただける。そういう方々がほんとに今度何人も増えていくということは、私にとって、本当にこの町にとって素晴らしいことだと思います。

全国にいろんな所に集落支援員さんもいらっしゃるし、地域おこし協力隊もいらっしゃる。高知県の応援団というような方もいっぱいいらっしゃると思うんですが、この黒潮町に来た人はほんとに黒潮町が大好きになっていただいて、そんなふうな取り組みをぜひ、担当する職員の方々がまず一番最初にお付き合いをされることでしょうか、そちらにも配慮をして気持ちに沿ってですね、ぜひ育てていただきたいと思います。

どうでしょう、これから来られる方3名いらっしゃいますけれども、そういう形でね取り組んでいただきたいなと思いますが、そのあたりのことと。

そこからお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは坂本議員の再質問にお答え致します。

地域おこし協力隊のことについてご質問をいただきました。地域おこし協力隊につきましては、来年度、29年度は8人体制で行ってまいりたいと考えております。現在決まっておりますのは7名でして、1名継続で現在募集をしているところでございます。その中で、業務をそれぞれ、先ほど言いましたように集落活動支援にかかわる方、移住相談、ふるさと納税とか多々あります。そして特に、先ほど言われました集落活動支援にかかわる地域おこし協力隊についてはですね、先ほど来言われてました地域の信頼関係がなければ務まらないと考えております。そういう中で、今回3年を迎えました、蛸瀬の方で頑張っていたいただきました協力隊も、引き続き地元に残っていただき、また、いろんな面でご支援をしていただけるということも聞いております。そういう、町にとっても非常に心強い協力隊であったというように感じております。

当然、協力隊は県外の方からおいでの方が多いです。ですから、私たちが協力隊の方を試験、面接等いろいろお伺いするときもですね、どうして黒潮町を選んだのかとかいうこともお伺いする中で、いろんな方に聞いて、黒潮町の人々の優しさとか自然、いろんないい面をですねかなり言ってくださいました。そういう中で地域の方々が受け入れてくれるということで、今年採用した協力隊の方にもですねいろいろその付近不安はなかったかとかいうことも伺ったときに、非常に周りの方々が親切で、時には野菜もくれ、いろんなものを頂くと。おかずもくれということで、非常に親身になってくれるということで、本当に黒潮町の方々は優しく心強いですということで。

できたら皆さんの協力隊がですね3年間の任務を終えて、それぞれまた黒潮町に定住をしていただけるように、町ならびに地域の皆さんとも協力しながら育てていきたいというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

最後に確認なんですけれども。

集落活動センターというのは、3年間のその財政支援があって、その後は自活していきなさいよという厳しい条件を結構あるわけですよ。小さな経済活動を回すというのは、地域のコミュニティービジネスを創出して、その中で自分たちの経費は賄ってくださいねというのが大前提にあります。それ、できればいいんですけど、今は収益を上げるというよりはですね、その地域の中で小さい経済を回しながら日常生活をしっかりと送っていただく。で、集落で仲良く暮らしていただくということが一番大事なところじゃないかなというふうに、最近よく考えるようになりました。

最初、集落活動センターの事業というのは、お金の回る仕組みを作るというのが県の方や国の方からもいろいろ言われてますけれども。実際的に我々が今まで一生懸命取り組んできて、集落の特産品だとか、それからいろんな観光だというのは、そんなにどーんともうけてですよ、みんなに配分して、みんなもうけてよかったねというようなものにはなかなかかなりにくいというのが、この集落活動センターの、本町の現実ではないかなと思います。そうすると、欲を出さずにほんとにこつこつと自分たちの身の回りをしっかり足固めをして、ほんとに生活、一日一日の生活が心地よく暮らしやすく、ちょっとお金は欲しいなというような形で集落活動センターがこう運営されていくことが、私は本町の理想ではないかなというふうに思うんです。

で、その中になかなか役場の職員さんがずっと専門で入るということとはできないということですので、そこにこの応援団の方々が入っていただいて、これからも地域の新しい風といいますかね。その風が吹いてきて、その人たちがひょっとしたら土になっていくのかもしれませんが、そんなふうにこれからの集落活動センターを目指していくのかなと思うんですが。

そういうふうな理解の仕方ではよろしいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは坂本議員のご質問にお答え致します。

坂本議員おっしゃるとおり、なかなかお金の回るように活発化にできるということが難しいことだと思います。現在、先ほども言いましたように、あったかふれあいセンターとも連携しながらやっております。とにかく、高齢者の方々がそこに集い、少しでもそこで働き、小さなお金でも稼げる。それが健康づくりにまた役立つということが大事やと思います。

ほんで、町もですね大きく望んではおりません。その施設がそこそこランニングコストがいけるぐらいであればいいんじゃないかと。大きく、これだけもうけなさいよという目標を立てていくと、なかなかそこに携わる方々にとっては重荷になってくると思うんですよ。これからますます高齢化になっていって、またそこでもその後継者問題、誰がやっていくのというふうになっていきます。ですから、町としましても無理な目標は立てずに、とにかく皆さんが家に引きこもるやなくて、そこに来ているんな話もし、ちょっとしたこともやっていくということがやっぱ大事やないかと考えておりますので、そういう集いの場になればですね、地域のみんながまた元気になる。そう私は考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

これで終わります。ありがとうございました。

大きな仕事は産業推進計画がありますので、そちらでばっちり稼いでいただいて納税をしていただいて、高知県が元気になる、町が元気になるようにして、集落活動センターではこつこつとやっていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、午後2時30分まで休憩します。

休 憩 14時 15分

再 開 14時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

議長のお許しをいただきましたので、3問について質問を致します。

まず初めに、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進ちょく状況についてです。

町の方では、平成28年度の予算執行においては黒潮町総合振興計画を基本に据えて、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の促進、地域支援策の充実の6項目を重点施策として、職員の協力体制の下、住民ニーズに対応された業務が執行されてきました。

一方、国においては地方に雇用を生み、東京への一極集中を是正し、最終的には、日本の人口減少を食い止めるために先を展望する人口ビジョンを作成させ、それを基に人口減少を克服し、雇用を創出するための総合戦略に全国の自治体は取り組み、策定をしたところであります。

これに合わせて、黒潮町においても人口減少の到来により、自得可能な発展のために人口ビジョンを立て、2060年には6,800人を維持するためのさまざまな地域づくりへ向けての取り組みが計画されました。

この黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間として策定されていますが、平成27年度は計画の作成で終了し、本格的な取り組みは平成28年度から、各項目別に実施されてきたところであります。

まず初めに、この1年間を振り返り、全体的な取り組みと総括はされているのかということでございます。そして、平成27年12月議会定例会においても、この総合戦略の数値目標等について質問をしたところでありますが、私が特に注目をしています2点の項目についてもお聞きを致します。

まず1点目として、基本目標1、地産外商により安定した雇用を創出する。これは産業諮問部門でございますが、農業、林業、水産業、商工業、観光についての取り組みについてでございます。数値目標があるものについては、このことを参考にしてもらっても構いません。

2点目として、基本目標。新しい人の流れをつくる。移住定住の促進についての取り組みについてでございます。数値目標は町外からの移住者、平成30年末に100人以上。平成26年実績は30人になっております。これについては、受け入れ態勢の充実を図るために、移住相談の配置や移住者支援団体との連携、そして、空き家登録希望者物件の調査、移住定住に係る相談、交流会の開催などに取り組んできていると思われま。

この実績と致しまして、平成28年度の相談件数、移住世帯数、移住者数について、分かっているれば報告を願いたいと思います。

以上、質問を致します。

議長（矢野昭三君）

参事。

町参事（北岸英敏君）

私の方から、今ご質問のあった点についてお答えさせていただきます。私もこちらに来て初めての答弁となりますので、真摯（しんし）な対応に努めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

まず、地方創生総合戦略ということでお聞きいただきましたけれども、基本的には担当課室長の方で対応させていただくような質問かもしれませんけれども、全体にわたることということで、私の方でお答えさせていただきます。

まず一次産業部門についてですけれども、28年度の取り組みというふうなものとしましては、主に担い手対策、後継者の対策確保として新規就農推進事業や青年就農給付金など、あるいは、森林組合作業員確保対策補助金や新規漁業就農者支援事業などを中心に経済的支援から、あるいは育成支援まで、多岐にわたる取り組みを行っております。

農業につきましては、27年度からの継続研修生が3名、新規研修生が2名、親元就農研修生が1名。また、青年就農給付金を受けている方々については、27年度からの継続が8名、新規が2名の、10名の利用がございました。また、森林組合作業員確保対策補助金については7名の利用がございました。新規漁業就業者支援事業については1名の利用となっております。また、産業振興施策としましては、園芸用ハウス整備事業や環境制御技術導入加速化事業により、農産物の収穫量の増加や、町有林利用促進整備事業による新庁舎や保育所への町有林の活用促進、カツオ水揚げ促進事業補助金や佐賀漁港活餌事業補助金によるカツオ一本釣り漁船の水揚げ誘致などに取り組んでまいりました。

続きまして、商工振興についてですけれども、商工振興につきましては28年度、町内の企業の商品開発などを支援する黒潮町産業振興推進事業や地域商品券発行委員会補助金などにより、町内の産業振興、消費喚起に取り組んだところです。

産業振興推進事業につきましては、28年度は3件、約105万円の補助となっております。商品券の発行額につきましては2,800万円となっております。

また、新しい町内の産業であります缶詰工場ですけれども、外商力強化に係る支援の事業を行っておりまして、自社商品だけでなくさまざまな防災関連製品等のパッケージ商品との開発などに取り組んでいるところと聞いております。ちなみに平成28年度におきましては、新しい新商品としましては、10アイテムの開発を行ったと。いずれも、既に市場にリリースしているというふうに聞いております。

続きまして、観光産業ですけれども、基本的にはまち・ひと・しごと総合戦略におきましては、平成31年度に1万人泊というふうな目標を掲げておるところですけれども、こちらは町だけでなくですね、NPO法人の砂浜美術館や黒潮町観光ネットワークと連携しながら、スポーツ合宿の誘致などに取り組んでいるところです。

これまでの実績としましては、平成26年度に4,483泊であったものが、27年には5,119泊。28年度につきましては、現在まだ2月の時点ですけれども、予約等から推計しまして、年度内で8,600泊まで伸びる見込みです。

一般観光につきましては、総合戦略において観光総合入れ込み客数を平成26年度実績である90万人から、平成31年度には10パーセント増と、約100万人を見込む目標を抱えておるところです。28年度の実績を見ておきますと、つい2月末の時点で94万人を超える訪町者を計上しておりまして、年度内には103万人を推計しておるところです。こちら既に目標を超える数字となっており、順調といたしますか、さらなる高い目標を目指して取り組む必要があるかなと考えております。

移住者についてもご質問がございましたので、ここで併せて答弁させていただきます。

基本目標の2の方で、新しい人の流れをつくるということで移住定住の方、取り組みを進めておるところですけれども、本町につきましては、平成24年3月に内閣府が公表しました南海トラフ巨大地震の津波新想定によりまして、日本一高い34メートルの津波が到来するとの想定を受け、震災の前にもかかわらず転出者が続出する震災前過疎という現象が起こったことは、もう既に皆さんご承知のことかと思えます。

しかし、その後の全町を挙げた防災の取り組みが全国で注目を浴びるに連れまして、徐々に黒潮町本来が持っている、自然だとか砂浜だとか、あるいは緑豊かなそういった魅力に惹かれた転入希望者が回復してきており、町への移住相談件数につきましては、平成26年で137件であったものが、27年度は264件となっており、平成28年度につきましては、300件を上回る見込みというふうに考えております。

また、それらについて具体的な移住の実績になったものとしましては、本町として把握しておるものとしては、黒潮町移住者住宅支援協議会の登録のあった方で、具体的に移住に結びついた方々について計上させていただいておりますが、平成27年度では、11世帯22名であったものが、28年度では20世帯35名となっております。

具体的なその世帯数というところでは押さえておらんですけれども、本町の基本目標に掲げておる社会増減という部分につきましては、平成27年度でマイナス70であったところ、平成28年度は2月末の時点ではマイナス18名というところになっております。3月がですね、学生を中心とした転出のボリュームゾーンであることを踏まえまして、昨年の実績を当てはめたところによりまして、28年度は、マイナス50程度で推移するのではないかなと見込んでおります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

全体的に詳しくご報告いただきまして、ありがとうございます。

私の方も若干調査したんですが、特筆する点は、やっぱり観光部門ですね。今参事からもお話がありましたように、平成30年度末に1万人を見込んだものが、もう既にその数字に近づいていると。平成30年度には1万2,000人ぐらいは軽くクリアするのではないかという、こういうふうにスポーツ合宿等における実績が出ております。これはやっぱり町やNPO砂浜美術館、観光ネットワーク、その他の団体の皆さんの協力の下だと、私も思っているところでございます。

また、このただ今の実績報告。大半が数値目標に向かっていくと確信をしたところでございますが、やっぱり少し、まだこれから強化しなければならない分野もあります。

ここで考えなければならないのは、この平成27年度の総合戦略の策定においては、職員の皆さんや外部委員の方々が時間をかけて当町の振興策を見いだすために、各部会で施策の協議検討を重ねて、業務委託料978万3,667円の出により、人口減少の克服、地方創生の目的達成をするために、総合戦略は作成をされてきました。

平成29年度は、ちょうど折り返し地点になります。今年度の当初予算編成においてもこの総合戦略の策定に基づき各項目別での予算化がされていると思われませんが、このことを町民に広く知っていただくことも重要視しなければなりません。

このことから、重点目標は何か。この目的意識を持った取り組みについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

参事。



町参事（北岸英敏君）

中島議員の質問にお答えさせていただきます。

平成 29 年度の予算編成におきましては、先ほど議員の方から 28 年度の予算要求にかかる重点項目をご紹介いただきましたけれども、同じように 29 年度の予算編成におきましては、基幹産業の担い手づくりの推進、移住者支援の充実、切れ目のない子育て支援、地域で支える健康づくり、ソフト面を中心とした防災対策の充実、生きる力をはぐくむ教育の充実といった部分を重点項目として掲げた上で予算編成を行っております。

その中でも、29 年度から新たに開始する不妊治療への支援や、在宅での子育てに取り組む方への支援、住民の安心な暮らしを守る児童虐待、高齢者虐待の防止に向けた取り組みなど、町として新たに取る施策については、非常に重要なものだと考えております。

特に在宅子育て支援ですけれども、こちらについては 3 歳未満のお子さんを子育てされている方のうち、保育所入所前の子育てや、保育所を利用せずに自宅で子育てに取り組まれている方を対象として、第 1 子、第 2 子については月額 2 万円、第 3 子以降については月額 3 万円を補助する支援制度で、これまで行政サービスのすき間となっていた部分に新たな施策を講じるものとなっております。また、本制度につきましては、子どもが家族や地域の見守りにより健やかに成長することを支援するという基本的な目標に加えまして、親が子どもと向き合い子育てを経験することを通じて、親として成長する親育ちの支援を目的としております。全国的にほとんど例を見ない、町独自の取り組みだと考えております。

また、本制度による家計への効果につきましては、少し古いのですが、内閣府が平成 21 年に行ったインターネットによる子育て費用による調査によると、0 歳から 3 歳までの一人当たりの子育てに要する金額は、第 1 子で 226.2 万円となっております。3 歳まで自宅で子育てに取り組まれた場合には、およそ 3 分の 1 に当たる 72 万円の補助を受けることができます。

高知県が平成 27 年に実施した少子化に関する県民意識調査によりますと、理想とする子どもの数が 2.45 であるのに対し、現実的に持ちたい数は 2.09 にとどまっています。その主な理由としては、男性も女性も 60 パーセント以上が、子育てに対しての経済的な負担を挙げております。

今回の新しい制度によりまして、仮に 3 歳まで在宅で子育てを行っていた場合には、これまで 2 人分の子育て費用であった金額で 3 人の子育てが可能となると考えております。これによって、夫婦の理想とする子どもの数を実現する後押しができるのではないかなと考えております。本町では、これまでも保育施設の整備を進めるとともに、保育料の減免や保育サービスの充実に努めてまいりました。こうした既存の子育て支援と今回始める新たな子育て支援とを組み合わせることによって、働きながら子育てに取り組む方だけでなく、自ら子育てに取り組みたいという希望を持つ方、双方に対して町が支援することとなり、切れ目のない子育て環境が実現できると考えております。

こうした子育て環境の充実を図ることで、子育ての希望をかなえる社会の実現に向けて大きな一歩になると考えております。

ただ、これらの施策について単年度で目標を設定するというのはかなり困難だと考えており、こうした施策の検証や新たな施策等を組み合わせることによって、息の長い取り組みによって総合戦略の目標に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し全体の補足をさしていただければと思います。

本年度、参事をお迎えしまして、参事室を新設致しました。そちらの方では主な業務は、この総合戦略の取りまとめ、それからブラッシュアップ、それからさまざまな進ちょく管理、こういったことになっております。本年度集中的に行いましたのは、この 28 年度、議員からもご指摘ありました折り返しの節目の年ということで、これまで策定した総合戦略のブラッシュアップをし、掘り下げをし、それからしっかりと人口目標に対して具体的な施策が打てているのかどうなのかの効果の検証、それから、これから取り組んでいくこの戦略、これをいかに進ちょく管理をしていくのか。こういったことで、各課からのヒアリングを参事室で受けていただいて、さまざまな計画策定をしてきたところです。これらを、できれば夏には取りまとめを致しまして、総合戦略のアクションプランとしてご提示をさしていただきたいと思いますと考えております。

この人口 6,800 人を達成するためには、社人研の想定からすると、2,800 上乗せが必要です。これらは各種施策の積み上げによって達成しなければならない目標となっており、これをもちましてもかなりハードルは高いんですけども、なおこの 6,800 に甘んじることなく、各種施策の積み上げ、そして効果の検証を行い、また、その検証で効果がないと思われたものにつきましては、スクラップアンドビルドを繰り返しながら、しっかりと効果を出し、できるだけ早期にこの目標値を情報修正かけたいと、そのように思っております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

先ほど、子育て支援が平成 29 年度の主たる部分の奉仕の部分に入ってきているわけですが、それとともに、今町長からありましたように、平成 29 年度が折り返し点としていろいろ課題を掘り下げて戦略の練り直し、これ夏にはまとめてみたいというお話をいただきましたので。

ちょっと、これからの支援策の一つとしてでございますが、質問が後先して大変申し訳ございませんが、移住定住の促進に係る部分ですね、平成 28 年 12 月の補整予算において、空き家中間保有住宅改修工事、これ 5 件の空き家を町が 10 年間借り上げて、移住促進を図ると。改修委託料が 100 万で 5 件で 500 万円。ほか、改修工事 800 万円掛ける 5 件で 4,000 万。合計 4,500 万円を予算化致しました。また、この事業は梶原や四万十町では既に事業化をしていますが、幡多地域においては黒潮町が最初の取り組みではないかと、自分では思っております。

同じように平成 29 年度当初予算においてもですね、10 件分の 9,000 万円が予算化されていますが、この現在の取り組みの実態と今後の見通しについてお聞きをしたいわけですが、その点ひとつよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

参事。

町参事（北岸英敏君）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃっていたように、観光産業というのは町にとって非常に重要なものと考えておるんですけども、より人口減少対策として具体化する上ではですね、交流人口を拡大するだけでなく、具体的な転入者の方を増やしていかなければいけないと感じております。

そこで町としましては、先ほど議員からご紹介いただきました、中間保有物件の整備ということをして 28 年度から取り組んでおるところですけども、現在のところですね、28 年度当初予算に計上させていただいた 2 件分につきましては、年度内に設計を終えて春から工事に着手しまして、夏ごろには修繕を終える予定でおります。

また、昨年の補整予算で計上させていただきました10件分の予算につきましても、春から早々に設計に着手しまして、29年度中には供用開始したいというふうに考えております。

ただそれだけでは、先ほど議員もおっしゃっていましたが10件プラス17件。28年度までのところで7件と、29年度プラス10件ということで、物件数はあまり多くはないのですね、そのほかの住宅支援施策としまして、空き家修繕補助事業などを組み合わせることによって、転入者の希望者の受け入れ先となる住宅整備について取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

もう一つ質問をさせていただきます。先ほど坂本議員からも質問がありましたが、ちょっと重複する所があるかも分かりませんが、その点よろしくをお願いします。

総務省のインターネット調査によると、過疎化が進む農山村漁村に移住したい意向があるかを、都市部で暮らす約3,000の方に聞くと、30.6パーセント、約900の方が移住に関心を示したようです。そのうち、条件を整えばすぐにでも移住したいと答えた方が4.9パーセント。これは45人を示しているわけですが。しかしながら、多くの回答者が生活を維持するための仕事の確保を条件に挙げており、自治体側の受け入れ態勢の重要性が問われています。

これからは、各自治体が主体となって地域での仕事づくりを目指すことも考えていかなければならなりません。そして、黒潮町においても都市部などから一定期間の移住により、地域おこし協力隊としての5名の方がそれぞれの立場において、地域づくりや地域振興に日夜努力をされています。これからは3年間の任期満了後においても、この経験を生かすために黒潮町に残ってもらい、違った角度から私たちの町を見ていただき、独創的な発想の下で地域特性を見いだしてもらい、黒潮町の応援団になってもらうことも一つの施策ではないかと私は考えているところですが、このへんの考え方についてお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

参事。

町参事（北岸英敏君）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。一部先ほどの総務課長の答弁とも重複する部分がございますが、ご了承いただければと思います。

現在、地域おこし協力隊につきましては、町から隊員としての委嘱を受け、制度上1年から3年未満の期間で地域活動に従事していただくような制度となっております。先ほど総務課長から答弁がございましたように、現在28年度時点では男性2名、女性3名の、計5名の地域おこし協力隊がそれぞれ活躍してくれておるところです。

そのうち、1名につきましては28年度末の29年3月31日をもちまして任期期間を終了するところですが、こちらにつきましては、ご本人から任期満了後も黒潮町において生活を続けたいというふうな希望を伺っていると聞いております。

また、ほかの4名の方々、また今度新しく入ってくる方々につきましても、従事してくれる業務の内容につきましては多岐にわたっておりまして、集落活動支援をはじめ、本町への転入相談の窓口となる移住相談員や町外からのスポーツツーリズムなど誘客に関する業務、ふるさと納税などに関する業務について、さまざまな場面で活躍しておりますが、いずれにしても本町の知識だけでなく、町外から移住してきたその感性を生

かせるような業務というところでお願いしているところです。

ただ、まだその後の任期終了後の生活につきましてはですね、まだほかの、今年度いっぱい任期を終える方を除けばですね31年3月31日までということになっておりまして、30年度末までの任期となっております、その後の生活についてどのように町として取り組んでいくかというのは、まだ検討中というところがございます。

ただ、まだ議員がおっしゃるようにですね、本町に移住してきてくれる可能性が高い方々であることには変わりないのでですね、ご本人方の意見なりを聴取する場面なりをたくさん持ちですね、その後の定住に結びついていけるように取り組んでいければと考えております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ぜひ地域おこし協力隊の方なんかもちちらの方へ定住されることをお願い致しまして、最後の質問に移らせていただきます。

この総合戦略については全職員が意識を高め、課題分けをしていかなければ、平成31年度末での目標数値達成は困難なものとなってきます。一例として、県の高知県産業振興計画は第3期に入っていますが、いつでも尾崎知事が先頭に立って志気を盛り上げ、計画の進み具合や検証に取り組み、強化を図られているようです。先ほど、町長の方から夏に集約していきたいというお話がありましたので、まさにこのとおりだと思います。一年一年を大切にですね、次の年に目標達成を目指すぐらいの気持ちを持った活動がされていかないと、なかなか平成31年度末での目標達成は不可能なものになります。たとえ目標ができなくても、この課題に対して町の真摯（しんし）な取り組みがされてきたなら、必然的に町民からの評価は高いものになると、私は確信をしているところです。このことに期待を致しまして、この質問については終わります。

続きまして2、カツオ一本釣り漁業用活餌供給事業について質問をさせていただきます。

このカツオ一本釣り活餌供給事業は、昭和60年代ごろに佐賀の大型カツオ船の船主の方と、県下でも一番先に取り組んできた経過があります。当時は県や町の運営における助成は全くなくて、船主の方の負担で実施してきました。本格的な取り組みとして調べてみますと、平成20年6月16日の日本経済新聞に記載されたところが一つの動きでなかったかと思われます。このときに、活き餌拠点佐賀漁港に、高知県漁協県内初、県も助成の見出しで紹介をされています。

高知県漁協が黒潮町の佐賀港内に出漁するカツオ一本釣り漁に、カタクチイワシの活き餌を供給する施設を導入したということ。そして、高知県はカツオが代表的な国内産地でありながら、県内には活き餌の供給拠点がなく、同様の施設を持つ県外の漁協に一本釣り船が流出をしていたと。県の助成を受けてイワシを飼育する設備などを整備し、地元の漁業での水揚げ量を増やすことを目的として、飼育用のいけすの網や、高圧洗浄機の設置など、事業費で約400万円を県と黒潮町において助成がされています。

この活き餌の供給施設後には、佐賀漁港ではカツオの水揚げ量が、毎年同時期と比較して2割程度、金額ベースで約3割程度伸びたようでございますが、この事業効果が図られているわけです。地元漁協においても、水揚げ金額が伸びることによって手数料の増はもとより、製氷や燃油販売の増。地域経済においても、漁船が入港することによって船員の方々が食料品や生活必需品などを購入されますので、人の動きによる波及効果も期待ができます。

このようなことを踏まえて、高知県では第2期高知県産業振興計画の中に、地域産業の育成強化、地産地消の徹底、活き餌の供給で、黒潮町佐賀地区へのカツオ水揚げの促進への取り組みが記載されています。その

後、黒潮町においても組織づくりをして、県、町、県漁協佐賀統括支所、漁業者代表、関係団体などの協力体制を図り、カツオ水揚げ促進対策協議会を立ち上げて、平成 26、27、28 年度の 3 年間この事業の運営を行ってきたところでありますが、まず初めに、この全体的な取り組みについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の 2、カツオ一本釣り漁業用活餌供給事業についての、平成 26 年から平成 28 年まで取り組んできた活餌供給事業の総括と、平成 29 年度以降の取り組みについて、通告書に基づきお答えします。

本事業は平成 22 年度より高知県漁業協同組合佐賀統括支所が主体となり、九州や瀬戸内地方からの活餌を運搬してくる、通称買い増し事業を行っています。事業運営につきましては、漁協も経営改善計画のため職員数も少なくなり、また事業のノウハウを持っていないため、愛媛県愛南町で活餌事業を実施していました地元の方をお願いをして、佐賀漁協で本事業を委託して取り組んできています。

町としましては、議員が先ほど申されましたように、活餌蓄用小割りや魚網の製作、佐賀漁港へのカツオ水揚げ促進を図るための水揚げ手数料の 1 パーセント助成、また、蓄用中の自然災害によるリスク回避対策として、漁業振興基金の積み立てを行ってきました。平成 26 年度からは、ご質問にもありましたように事業実施主体を漁協から 19 トン船や大型船のカツオ一本釣り船主、また、金融機関を含めました黒潮町活餌供給機能対策協議会を組織し、県と町の補助金を活用し、本年度まで 3 年間事業を実施をしてきたところです。

本事業の総括としましては、佐賀漁港への水揚げのうち活餌購入関連の水揚げ実績で報告をさせていただきます。平成 26 年度は 3 回事業を行いまして、関連水揚げ額、延べ 53 隻の 2,764 万円。27 年度は 6 回で、延べ 125 隻 9,628 万円。28 年は 2 回で、延べ 64 隻 2,999 万円です。なお 28 年は、カツオの大規模な漁場形成が少なく、長期な漁模様が見受けられませんでした。カツオ船の船主さんからは、1 月に船主さんと話をさせていただいたところですが、佐賀漁港の活餌事業によりカツオ船はワンストップで漁場に行けるので、ぜひ地域の活性化のためにも継続してほしいと要望をされているところです。

また、土佐沖で漁場形成がされる時期には、黒潮町船隻以外のカツオ船も入港してくるため、町としても活餌事業を行うことで、佐賀漁港への水揚げ効果は大きいととらえています。高知県は、佐賀漁港を高知県のカツオ水揚げ拠点漁港として位置付けをしています。土佐佐賀のカツオのブランド化を定着させるためにも、平成 29 年度以降も引き続き黒潮町活餌供給機能対策協議会を事業主体として、活餌事業に取り組んでいくことが必要だと考えています。

本事業の予算につきましては、今議会に提案をさせていただいているところです。なお、高知県漁協も本事業の必要性を認識しており、先月の理事会で今年度事業実施の承認を受け、先日、瀬戸内海にある兵庫県家島町の活餌事業者の元へ、組合長ならびに活餌管理を行っていただく方と一緒に訪問し、事業運営について協議をしてきたところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

課長の方から、26、27、28 年度の活餌のこの実績が報告されて、相当実績も上げているなど自分は思ったところです。

先ほど、平成 29 年度の取り組みについて継続ということでご報告ありましたが、ちょっとそのこと置きまし

て。ちょっと私の質問の仕方が悪かったかも分かりません。ちょっと置かしてもらいます。

今回、私なりにですね、町内のカツオ水揚げ実績について、23年度から5年間調べてみますとですね、平成23年度が、602トンで3億1,773万8,000円。それから平成24年度が、840トンで4億8,960万8,000円。それから平成25年度が、468トンで2億4,583万6,000円。それから平成26年度が、432トンで3億125万9,000円。それから平成27年度が、347トンで2億1,347万7,000円です。水揚げには大きな変動がありますが、私の考えとしては、一定の数値は確保しているものではないかと認識をしているところです。

ここ十数年前からですね、土佐沖では台湾周辺で巻き網の操業が活発化してですね、その影響や環境の変化に伴い、黒潮に乗って回遊してくるカツオが減少傾向にある中で、一定の水揚げ量の減少は仕方がないかと思っております。しかしながら、地元への水揚げの減少は地域経済へ多大な影響を及ぼしており、県内有数のカツオ水揚げの産地としてのブランド力にもマイナスとなってきます。これらを踏まえて、平成29年度以降の活餌事業の運営をどのような形で取り組むのかという質問をしたかったわけですが、課長の方からはですね継続をしていくと。今回の平成29年度当初予算でもですね、1,000万円を計上されておられます。継続していくことは期待しているわけですが。当時ですね、平成26年度の段階でですね、高知県の計画では活き餌を県内で確保するというので、宿毛湾の巻き網で漁獲されますイワシ類や、キビナゴ等の稚魚を養成して活き餌に利用する技術を漁協と開発をしたいと。これをカツオ漁船に試験的に供給しながら、活き餌の適正評価をして採算性を検討すると。このことがうまくいけば、佐賀だけでなく、土佐清水市や田野浦漁協。これは宿毛の田野浦漁協ですが。宿毛市の漁港もカツオの水揚げ拠点港にしていきたいという話があったと思います。

カツオ一本釣り漁業者の操業の効率化や、県内へのカツオ水揚げの増加、雇用の増大や地域経済の活性化への期待が持てるということで取り組むことになっていたと思いますが、この取り組みはされてきたのか。

このあたりの経過について報告をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

宿毛湾の活餌の供給体制についてのご質問についてお答えします。

これにつきましては、高知県が平成27年から、宿毛湾での巻き網漁による活餌中間育養を行ってました。その中で、併せて活餌の輸送体制の実証実験に取り組んできたところです。この2年間、確認をしたところ、歩留まりがやはり悪いということが分かっています。また、輸送方法につきましては、佐賀で行っています運搬船。こちらは約、一度にバケツで言いますと800から1,000杯を運搬できるわけですが、この2年間で実証したのは19トン型の運搬船を利用したところ、約100杯程度しか運搬できないと。100杯というのは、大型船が1回に使うにはまだ足りない。約19トンが一度に60杯前後積みますので、それではやはり供給体制が構築できないということで、この分につきましては、併せて運搬方法を要請をしてくれているところです。

なお、この件につきましては先の高知県議会でも一般質問がされております。県水産振興部長からは、活餌の供給体制や宿毛湾での中間育養の実証実験については技術は一定確立されたという答弁がありましたが、私たち現場サイドとしましては、まだまだこれからという感がぬぐえておりません。

この件につきましては、引き続き県への事業継続に向けた要望を高知県漁協と一緒に行っていきたいと考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

今、課長の方から答弁をいただいたわけですが、供給体制が十分できていないということが結論のようでございますが。

県議会においても、下村県議がこの活餌の件を一般質問をして、僕も読ませてもらいました。

私は私なりに、一般質問をする前に、自分ながらにちょっと考えたんですが、高知県が力を入れて取り組みがされたが、なかなか計画どおりには進まなかったということになると思うんです。

この3年間、カタクチイワシの活き餌を長崎県、鹿児島県、兵庫県の家島などから買い増しをしてですね、佐賀港内で中間飼育を行い、沿岸漁村に買い付けていく流れを繰り返して運営されてきました。まあ運営の中では非常に厳しい状態が続く時期もあります。これを乗り越えるためには、関係者の皆さんの苦勞も察するところではありますが、これからも3年間の経験を生かして事業継続をしていくことによって、この事業の効果が発揮できるんじゃないかと。平成29年度は、黒潮町は継続してやりますということですけども、これは、高知県の方は助成がないということになっていると思うんですね、今回は。

高知県のホームページの平成29年度当初予算見積もり概要を見てみますとですね、今課長が言いましたように、活餌供給機能強化事業費補助金、平成28年度が930万8,000円であったものが、今年度は0円になってます。廃止ということで。このときの県の書かれていることが、目指した効果と得られた成果。宿毛湾での活き餌採用技術の習得と、黒潮町での活餌供給体制の確立ができたということですね。これは下村議員のこの質問に対して、谷脇水産振興部長が答弁しているのもこのとおりでございます。それから、廃止の理由は同じく地域での実施体制が確立されたためと、そういうふうに記載をされているんです。これは、どうも県の見解がちょっとこう、おかしい言うたらおかしいですけども。町と整合性を持った形になっているのかどうか、ちょっとそのことが、自分は不安視したわけです。

このあたり、町はどのような見解を示しているのか、その点についてお伺い致します。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (尾崎憲二君)

佐賀漁港での活餌の買い増し市場の実証についての再質問ですが。

県水産振興部長が言われました、供給体制ならびに地元での蓄養体制の構築の確立につきましてですが。まず、宿毛湾の供給体制、これにつきましては、実際取れるのは取れるんですが、ただその後の中間育苗ですね、その部分でどうしても、やはり通常の養殖と違ってきますのでなかなか成長しないと。そういうことがあります、そこの歩留まり。それがすぐ歩留まりに影響してくると。

買い増しにつきましては、取るのは一度に取るのですが、買い増しをするということは一尾一尾に対して値段が付くということになってきますので、その値段をいかにコストを下げるかにつながってきます。そこで、いかに歩留まりと合わせて、今度運搬方法。やはり大量に輸送するというので、一尾の単価コストを下げるということにつながってきますので、その2つがやはり町としては、町ならびに漁協と、そしてこの協議会での認識としては、まだ構築をされてないということで考えております。

それで引き続きですね、幡東水産振興会、そしてならびに町としても、県の方には要望していきたいということ考えています。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

中島君。

8 番 (中島一郎君)

県の方へ要望していくということでございますので、ちょっとこう問題を変えまして。

高知県では昭和 63 年 6 月 21 日に、土佐の魚としてカツオが認定をされました。ところが、数十年前からカツオ一本釣り業をしている漁師の方からは、土佐沖へのカツオの来遊は減り続けているという話をよく聞かされます。まあ一つには、日本へ北上するカツオを南方の海で、各国の巻き網漁船が一網打尽に取ってしまうことが原因といわれながら、国、水産庁は、長い間カツオ資源はまだ十分に確保されているという見解を示していました。しかしながら、高知県の統計から見ても、県沿岸部での主要な水揚げ地のひき縄漁の水揚げは、2013 年までは 100 から 700 トン台で、2014 年度は 100 トンを切り、過去 20 年で最低の水準となっています。

高知県もこのことに危機感を持ち、このたび高知県内ではカツオ水揚げの回復を目指して、県内の企業経営者の方や有志の方々が発起人となり、高知県カツオ県民会議を 2 月 9 日に設立され、会長には尾崎県知事が就任したところであります。

土佐沖にカツオが来遊しなくなったことに危機感を抱き、重要性を県民に共有してもらうとともに、国際的な場での資源管理強化と資源回復の実現を目指すことへの県民活動となってきています。これからの活動に期待をするところですが、その一つの関連する事業として、活餌供給事業は水揚げ量の確保や、地域経済の安定を目指すためにも大変重要な施策の一つであります。ぜひ高知県に対してこの関連性を訴えて、3 年間で事業を打ち切るのではなく、継続していく方向性を見いだしてもらいたいと思います。

もう一つお伺いを致します。

佐賀漁港では、1 月 24 日に今年の漁を期待し、先陣を切って第 83 佐賀明神丸が出港致しました。これに続き、2 月、3 月上旬には、中型、大型漁船や 19 トンクラスも順次出港致しましたが、大半のカツオ船は地元で活き餌を積み込むことにより、時間の短縮や作業の効率が図られてこられました。ところが、これまでの黒潮町活餌供給機能強化事業の助成枠は沿岸船が対象のため、大型船や 19 トンクラスは対象にならないと聞きましたが、このことは改善していくべきではないかと思うところでございますが。

このことについてお聞きを致します。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (尾崎憲二君)

それでは、これまでの 3 年間の事業に伴う大型船の活餌供給についてお答えを致します。

この 3 年間の事業の主目的は、沿岸線による佐賀漁港への水揚げと、それを大命題で取り組んできています。そのため、大型船につきましては、操業海域が千葉県から上の方に上がってきますし、また 19 トンについては、薩南海域から徐々に初カツオよって上がってくると。ただ、大型船につきましてはやはり、佐賀漁港への入港が少ないということがありますので、その 19 トン船、または 10 トン以下の竿釣り。その部分を対象とするということで、この 3 年間は取り組んできたところです。

ただ、来年度以降につきましては、議員がご質問ありましたように、この大型船、やはり 1 月から 2 月上旬に出て行く船。この大型船にも、地元の船に安定した活餌を供給をしてすぐ漁場に向かえると、そういうことを考えて 29 年度以降は大型船への供給も含めて取り組んでいくと、そういうことで考えているところです。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

中島君。

8 番 (中島一郎君)



平成 29 年度以降、このことについては対応していきたいという回答をいただきましたので。

私なりの見解でございますが、この事業の目的からは理解もできますが、事業の運営から考えた場合、カツオ一本釣り船は毎年 1 月下旬から出港致しますので、それに合わせて生き餌の確保をしていけばですね、佐賀漁港内での飼育期間も短くて運営団体の経営の安定を図ることになり、地域への波及効果は相当期待できます。

先ほど、黒潮町内の水揚げ実績を申し上げましたが、この中のですね水揚げ金額に対しまして、平成 23 年度が 3 億 1,773 万円と申し上げましたが、そのうち 19 トン大型船がですね、1 億 7,406 万 9,000 円、54.8 パーセントを占めております。それから平成 24 年度が、4 億 8,960 万 8,000 円のうち 1 億 2,955 万 6,000 円で、26.4 パーセント。平成 25 年度が、2 億 4,583 万 6,000 円で 1 億 2,352 万 5,000 円で、50.2 パーセント。それから平成 26 年度が、3 億 125 万 9,000 円のうち 1 億 4,957 万 3,000 円で、49.6 パーセント。平成 27 年度は、2 億 1,347 万 7,000 円のうち 1 億 3,523 万円、63.3 パーセント。このあたりもぜひ参考にした取り組みをお願いしたいと思うところです。

この活餌供給事業は、休む暇もなく 1 年間の長丁場の運営となり、予期してないことも起こり、特に台風時における伊与喜川の増水などによる濁りの影響や、水温の変化などによって生存率の低下につながり、必然的に生産高の減少となってきます。あらゆる課題を乗り越えて運営団体の組織強化を図り、水産業振興や地域振興に貢献することを期待致しまして、この質問については終わります。

3 番目、続きまして防災対策について質問をさせていただきます。3 問ありますが、3 問別々にやらさせていただきますので、ひとつよろしくお願いを致します。

平成 28 年 9 月 20 日の台風 16 号においては、佐賀地区では、20 年に一度という最大時間雨量の 78 ミリバールを記録したことにより、伊与喜川の水位は時間の経過とともに急激に高くなり、家屋の浸水を心配したところではありますが、結果的には、町内において家屋浸水が 30 戸と、ビニールハウスや農産物等への被害が発生したところでもあります。

町においては、瞬時的な緊急体制を取り、町民の安全安心を守り、被害を最小限に食い止めるため、町職員や消防団員の皆さんの日夜の活動に対して敬意を表するものであります。

災害時から約 6 カ月たちましたが、3 件の災害復旧工事の予定等について質問を致します。

マル 1 であります、横浜地区裏山の斜面崩壊について。災害発生後すぐに、これは 9 月 29 日でございますが、町長はじめ関係課長等の出席の下、地元説明会が開催されました。その中では、今後の対応としての避難勧告発令や、斜面崩壊の現況説明がされたところでもあります。原因は、台風 16 号による集中豪雨によって山肌の表面の土が崩れ、表層崩落が起きたということでございます。幸いにも、くろしお鉄道上部のストーンガードで止まっている状態という説明がありました。二次災害の発生が起きた場合には、線路上への土砂の落下も考えられることから、早い段階で、町、くろしお鉄道との連携で土砂の取り除き工事から行われ、一安心をしたところでもあります。

今後のこの本格的な復旧工事の計画はどのようになっているのか、まず初めにこのことについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の、3、防災対策についての 1、横浜地区裏山の斜面崩壊について、通告書に基づきお答えを致します。

本地区の状態につきましては、議員が申されましたように 9 月 20 日の襲来した台風 16 号によりまして被災

をしたものです。その被災後、黒潮町および高知県幡多林業事務所ならびにコンサルタントと一緒に現地調査を行いました。被災要因は、山腹に浸透した雨水が一定量を超え、自然排水能力を超えたため、部分的に山腹内部に水たまりができたことにより、土が結び付く力が弱まり、土の重さに耐えられず、土砂の表層圧約1から2メートルが崩壊したものです。

被災後の9月29日に、横浜地区住民の方々に応急対応と今後の対応については説明を行ってきたところですが、町としては、前日の9月28日付で治山事業の要望書を高知県へ提出をしています。幡多林業事務所を通じて高知県へ事業の早期実施を要望していますが、併せて、現場の調整としまして工事の主体を河川を張って行う予定です。そのための土地や、また民家の上空を資材が通るため、その関係者の方々に事前の承諾をいただく調整を行ってきたところです。

この工事につきましてですが、先日幡多林業事務所に確認をしたところ、林野庁事業で採択される見通しがつき、直下の人家や土佐くろしお鉄道の危険を早急に回避するためにも、林野庁からの決定通知が届き次第、工事発注を行うということです。

なお、予定見込みは5月末ごろには発注をしたいと、そういうふうに言われております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

この斜面崩壊については、早期に取り組むことが確認をされたところでございますが。

地元の方がですね、いつも心配しているのは、この裏山の地殻変動があるのではないかとということであります。ちょっと離れて漁港付近から裏山全体を見たときに、急峻（きゅうしゅん）な山で、雑木林で覆われて、地質は大部分が岩石となっており、真下には民家や町営の住宅が密集しています。住民の方はいつも、台風時や大雨が降ると心配でゆっくり寝ることもできないという話も聞きました。説明会の中でも、墓地の周辺ではよく落石があるので、現場を調査してほしいという要望もありました。

また、古い話で間違っているかもしれませんが、中内県知事の時代には線路上での大きな崩壊があり、佐賀中村間が不通になって、代替バスでの運行もあったとの話も聞かされました。その後にはですね、中内知事も現地視察をして、高知大学と県の担当課の協力によって地質調査もしたとの話も聞かされたところであります。

私が経験したことですが、横浜トンネルの工事中にはコンクリート墮接のときに凝固剤を注入していた際にですね、その資材がですね佐賀港内まで浸透して、海が真っ白くなったことが記憶に残っております。

昨年10月24日の臨時会で、がけ崩れ測量設計委託料業務費として428万9,000円が承認されましたが、その中に地質調査も含まれているとのことでありましたが、現在の進捗状況についてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは私の方から、横浜地区の裏山の崩壊斜面の調査関係について、暫定とはなりますが、お答えさせていただきます。

横浜地区の裏山の崩壊斜面の安全性の確認と拡大兆候の有無、その他、大規模地すべりの可能性については、現地踏査および土質の硬さを調べる簡易貫入試験、ならびに横断測量等地形測量により、詳細な調査を行ってきました。

今回調査した範囲は、西側は坂上の民宿の上の予防治山工事付近から、東側は鉄道の上にあるミカン畑付近

までの崩壊した場所を中心に、幅約 300 メートル、山頂付近までの奥行き約 500 メートルの範囲であります。

その結果、崩壊付近の表層崩壊につきましては顕著な変状はなく、今のところ拡大の兆候はないとの報告を受けております。

ただ、今回の表層崩壊地点のほか、いわゆる等高線が変化する遷急線と言いますが、それより下の急斜面では、ここの斜面では 45 度程度ございます。過去の崩壊痕が 3 カ所ほど散見されており、繰り返し崩壊が発生し、今後も、表土の厚さが浅い部分での範囲で今回のような表層崩壊を繰り返す可能性が高いとの報告を受けております。

また、調査した範囲の中で地すべり性の崩壊については、過去の大規模な地すべりの輪郭が斜面両サイドの沢の地形で確認されておりますが、新たな地すべりの変異は認められず、現在は安定的な状態であるとのことです。斜面上部は、大規模地すべりによく見られる地表面の乱れは少ないとの報告を受けております。ただ、山頂付近には水たまりがあり、断層等により被圧水の存在も想定されております。

一方、この崩壊場所から離れた高知側斜面には、過去の大規模な地すべりから滑り落ちたと推測される、比較的大きな転石群が分布しており、地震時や豪雨時には落石の危険があり、予防対策工事を施す必要があるとの指摘もを受けております。

今後においては、調査結果を基に関係機関へ情報提供するとともに、今後の対策等について協議をすることともに、定期的な点検や豪雨や地震時後の臨時点検を行うなど、住民の皆さまが安心して生活できるよう、不安解消に努めていきます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

大変詳細にわたって報告がされましたが。

一つだけお聞きします。この最終的な報告については、地元説明を致すわけですか。

その点についてお伺いします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは、私の方から再質問お答えします。

現在、大雨警報が鳴ったときに、一定の雨量を観測すると避難誘導いうか、そういうことで説明をしております。そして説明会の中では、これから調査をするという話で説明を終わっております。

それからしますと、今回の調査結果が出たときに、当然地域住民の方々に調査結果については説明会をするという予定でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

調査結果は地元説明会をするということでございますので、理解を求めた上での工事着工をお願い致しまして、この質問は終わります。

2 番目の、オクラの池の維持管理についてでございます。皆さんの手元に現場写真を提示しておりますが、一番左の位置のオクラの池、これ 2 月 4 日に撮影した分でございます。このことについて質問をさせていただ

きます。

このオクラの池は、黒潮町のため池管理台帳に記載されているものと記憶をしています。

昨年の台風16号の集中豪雨により、土砂や雑木の流出等によって、ため池機能が働かない状態となりました。以前は、佐賀中学校付近の田んぼへの農業用水として利用されていましたが、現在では田んぼもほとんどなくなり、新興住宅地へと変わってきました。私も当日、現場に出向いたところ、大和田地区の町道は浸水し通行不能。住家の浸水までには間一髪の状態となっていました。

そして、数日後にオクラの池の現場を見に行ったときには、応急措置として、町内の業者の協力により、土砂の取り除き作業がされていました。早い段階での町の対応に関心をしたところであります。

何が原因でこのような災害が起きたのか。自分ながらに考えてみますと、一つは日常時におけるため池の維持管理がされていなかったのではないかとということであります。以前は、定期的にため池の土砂の取り除きを町の地域整備事業で実施をしていました。現状では、この写真のとおり3分の1ぐらい暫定的に土砂を取り除いてきたところでありますが、次に大雨でも降ればまた同じことが繰り返されるのではないかと心配をしているところです。

冬場の渇水時期には、谷からの水量は全くない状態です。これは2月4日に確認をしております。ぜひですね、災害防止対策として早い時期にですね、全体の土砂の取り除きを実施すべきではないかと思うところがございますが、この点についてお伺いします。

また、時間も必要とされますが、上部、このため池の上ですね。上へ砂防の計画等も検討をする時期に来ているんじゃないかと思うところですが、この点についてもお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の3のマル2、オクラの池の維持管理についてのご質問にお答え致します。

このオクラの池につきましては、昨年9月の台風16号に伴う豪雨によりまして大量の土砂が池にたい積して、余水吐（よすいばき）から溢れた土砂が下流のちょうど芝明神線へ流出する被害があり、池へ流れ込む谷川の土砂、および池の中のたい積土砂を、ある一定除去、撤去致しました。

本来、農業用施設の維持管理は受益者が行うものであり、受益者で対応できない災害については、小規模なものは町単独災害復旧事業により受益者負担を伴い復旧をしておりますが、今回の場合はこの被害の直後に豪雨の予報があり、同様の被害が想定されたため、緊急的に撤去した経過があります。このオクラの池の受益者は現在1名しかおらず、維持管理が困難な状況になっております。

今後につきましては、下流には人家や町道がありますので、防災上の観点からも池の状況を注視しながら土砂のたい積状況により、町が撤去することも視野に入れながら、過去の土砂を撤去した経過等も含め、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

このため池は小規模なもので、まあ大体受益者が管理をせないかんようになっているのですけれど、今課長が言いましたように、もう受益者は1名だけです。もうなかなか管理ができるような状態ではありません。こ

の管理についてはですね、ぜひ町の方でお願いしたいと思っていますところ。

もう一つ質問させていただきますが、このため池下流の排水路はボックスカルバート。1メートル程度の大きさのものを設置してですね、災害防止や環境衛生に適した形となっていますが、聞くところによると、大和田、会所地区の所に県道佐賀中土佐線が横断をしていますが、どうもこの道路と水路が交差しておりまして、道路の分の水路がですね未改良のために、排水の口径が小さいと。また、その部分に水道管が通っていると。そこに流れてきた流木等が詰まり、水をせき止めたでないかという話がありました。

これは上は全部ふさいでおりますので、確認することができませんが、町の方では現地確認をですねされていると思いますが、このあたりについてご説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは私の方から、この水路の件についてお答え致します。

昨年度の台風16号においてはですね、町道芝明神線と、県道中土佐佐賀線が交わる、今言われました会所の野田の坂の付近で冠水が起こっております。当時は、高知銀行方面の県道にも川のように流れておりました。後日、前後の排水路を点検を、側溝蓋、あるいはブレーチングをのけて点検しました。ちょうどこの付近の管渠（かんきょ）に、上流から流れてきた倒木と石が引っ掛かっておりました。当場所は、県道の下の前後の排水路に比べると小さな管渠（かんきょ）でありました。その中に水道管も75が入っていたことから、そのような事態になったと思われま。

今後におきましては、排水路の道流の部分から物や木が流れ込まないように防止策を施すなど、対策を取っていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ぜひ対策を取ってもらいたいわけですが。

この防止策というのは、多分今の配水管はそのまま、前に、前方の方に防止策を取らうと思うのですが、そうなった場合に管理を相当日常にしておかないと、いざになったとき、そのことが反対に支障を来す恐れがあると思うんです。やはりこれは、せつかくですね、大和田側、会所側、ボックスカルバートでやってきております、あの10メートルぐらいじゃと思うんですが、ぜひ、まあ時間もかかり、お金も掛かるわけですけど、県の方にですねこのあたりの改修というのがお願いをするべきではないか。

また、今課長が言いましたように、水道の配水管75ミリがそこを通過しているというたらこれぐらいですのでね。なかなかあの断面から見たら、そのことも支障を来しておると思います。やはりその分は変更をしてですね、道路側へ向いて敷設替えをするとか。そういうことをやっぱり町が一つ一つ問題解消をしていけば、改善策になってくるわけですので。

ぜひそのあたりの考えを持ってもらいたいと思うのですが、その点どうですか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

先ほど提案していただいた方法があるかと思います。いわゆるボックスカルバートの改修となると、非常に通行止めの問題、それから水道管が横断的、縦断的にも入ってまして、十文字に入ってまして、それを物理的にどのように逃げてやっていくのか、非常に難しい工法。多額の経費が掛かってきますので、それを即効性のある工事に対応することはなかなか難しいだろうと思っています。

一番、今回の状況の中ではオーバーフローした木が、あるいは石が流速に押されて、あの水路に流れ込んできて、勢い余ってその小さい管渠（かんきょ）にせき止められて、そこから水が溢れて内水が起こったというような状況でありますので、入り口にそういう防止をすることによってそういう要因となる木とかが入ってきませんので、管理の問題はありますけれども、一定のそこで通水断面は確保できますので、当面はそれでやっていきたいと思っています。

なお、今後、そういう声もありますので、県土木とも協議の場を持ってですね、改良できるかどうか。町の管理なのか、県の管理なのか、そこらへんが明確ではありませんが、協議の余地はあろうかと思っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ぜひ、県との方の交渉要請もお願いしたいと思います。

それからもう一つ、これは私の推測するところではありますが、ため池の山頂付近にはですね、パイロット地区の残土処理場への作業道路が開設をされています。このことによって、今までの雨水の流れに変化が伴い、谷の水量がそこへ集中して増加したことも考えられるのではないかと。ぜひ山頂付近から谷川、そしてため池への経路についてもですね、災害を防ぐ意味からも現地調査を行っていただきたい。これは私が図面上で見ただけです、このことが原因になっているかどうかは分かりませんが、その点をお願いしたいと思います。

そのことはお願いとして、2番目のこのオクラの池の維持管理については終わります。

最後になりますが、3番目の伊与喜川宮前橋下から水神坂の土砂たい積について質問を致します。

このことは以前にも質問致しましたように、可動堰（ぜき）の機能が消滅したことにより、水量や流速の調整ができなくなったことが一つの原因となっています。必然的に流速が増したことから、豪雨時における土砂のたい積量は、下流において時間が増すごとに増加しており、坂折地区と馬地地区の間では、十数年前までは伊与喜川でも一番水深のあった所が、土砂たい積によって、現状ではその姿もうないような状態となっております。

2月下旬から可動堰（ぜき）が設置されていた付近については、土砂の除去をしていただき、坂折公園の飛び石も渡れるようになりました。このことには感謝を申し上げます。

今回の質問の主旨は、方向を変えまして、宮前橋から国道56号。高い水神坂という所ですが、その信号機の下のことについて、土砂についての質問でございます。ここも同じように、昨年9月の台風16号で土砂のたい積が倍増致しました。冬場においては、かろうじて佐賀堰（ぜき）に流れていますが、もう一回大雨で増水すれば、佐賀地区方面への。これ通称大溝言いますが、大溝の水路には水が、流れないんじゃないかと心配をしているところでございます。現地を見てみますと、数年前の面影はありません。伊与喜川から分水して大溝に流れなくなると、3月ごろからの田植えや、夏場における環境衛生面、そしてふ冬場における防火対策として十分な水量を常時確保しておかなければ、万が一に火災でも発生すれば大きな課題を残すこととなります。

昨年12月22日に発生した、これは今朝ほどの藤本議員も言うておりましたが、新潟県糸魚川市の大規模な火災では273世帯が全焼致しました。そのときにも、消火用の水がなくなり、消火活動に手間取ったといわれ

ております。

また、古い話になりますが、佐賀町の郷土史によると、昭和5年12月22日の正午ごろに、浜町地区では大火災が発生しております。強風にあおられて住家52戸が全焼したと、記録も残っております。毎年12月の上旬には、このことを忘れないために浜町地区では慰霊祭を行い、女性防火クラブも結成されて、地域の防災活動の一躍を担っています。

常時、大溝には一定の水量が確保されていれば、いろいろな所に支障を来さなくなることとなりますので、早い段階での土砂の取り除き作業を実施してほしいという主旨で質問を致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、防災対策マル3、土砂たい積についての質問にお答え致します。

議員から質問にありました県管理河川であります伊与喜川。宮前橋から水神坂までの間は、指摘のとおり近年、土砂がたい積しております。この部分がかかり河床がかかり浅くなっており、容易に渡れるような状況でございます。このような状況が続くと当然、河川が持つ本来流れるべき流量を阻害し、付近の農地等への冠水が早まり、被害が拡大することになります。また、平時においても、下流にある佐賀頭首工からの取水にも影響が及ぶことが考えられます。

このような状況を改善するために、今年度、この付近の一部の区間ではありますが、坂折河川公園前の土砂の取り除きを幡多土木事務所の協力を得て行ってきたところでございます。この土砂の取り除きにつきましては、約2,000立米を取り除いております。

しかしながら、まだこの付近にはかなりの土砂がたい積しておりますので、今後も関係機関とも協議しながら、たい積土砂の除去に向けて要望するなど、努力してまいります。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

まあ、暫定的に一部の区域を取り除きをしてくれたということでございますので、そのことについては感謝を申し上げます。課長の方も、土砂の残土置き場がないということで大変苦勞をしていると思いますが、いろいろな工夫や思案をしてですね、ぜひ全体的に取り除きができるよう努力をしていただきたいと思います。

写真にもありますように、ちょっと遅くなって申し訳ございませんが、2番の伊与喜川宮前橋下流。これは2月4日に撮ったんですが、この左側ですね、この部分の土砂を取り除いてもらいたいと。支流いますか本線でなく、そのものでございます。

3番目の伊与喜川宮前橋下流、これ3月2日に写真を撮ったんですが、小さくて見えませんが、ちょうどセンターに重機が動いております。これは早速、この土砂を取っていただいている作業中でございますが、大変良くなったということで、地区の皆さんも喜んでおられます。

続きましてでございますが、佐賀地域においてはですね、先ほども申し上げたとおり、この大溝の本線からですね、町分、下分、浜町地区への排水路にこの水は連結して、防火対策や環境衛生面での対策として常時水が流れていることが、一つの条件となっております。しかしながら、大溝への伊与喜川からの取水口のゲートの扉。これは今の信号機の下にあるわけですが、この写真の4番です。これに類似した個所がもう1カ所ありまして、2カ所あります。この維持管理が全くできていません。このためにこういうことで、この管理ができていないためにですね、大溝に水が乗ってきてない。

ぜひですね、この機会にこの維持管理の体制というものをしっかりしておかないと、いろんなところに支障を来してきますので、このことについてどういうお考えを持ってるか、お聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

この取水からの大溝水路の入り口、このような倒木いますか、非常に引っ掛かって、なかなか管理ができてないという状況を見ました。

この水路の管理につきましては、基本的には大溝水路管理組合が水門の開け閉め等で調整している施設でございますけれども、一定の生活用水あるいは防火的な側面もございますので、今後においてはその維持管理の在り方について関係者と協議しながら、そこらへんのその分につきましては維持管理の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ぜひ関係者の皆さんと、この維持管理について早いうちに協議をお願いしたいと思います。

この大溝の改修工事は20数年前、計画的に実施されてきました。このときの事業の効果というものが十分に生かされていませんので、いま一度、維持管理の体制について関係者間での協議を行い、維持管理を継続することによって、事業の効果は発揮することになります。

最後にこのことをお願い致しまして、3月定例会の一般質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15時 59分